

第15回（平成25年度）  
損保ジャパン記念財団賞  
受賞記念講演録

記念講演

『反転する福祉国家－オランダモデルの光と影－』

千葉大学法政経学部教授 水島 治郎

シンポジウム

「日本での障害者のソーシャルインクルージョンの課題と展望  
－国連の障害者権利条約への批准をふまえて－」

コーディネーター：白澤 政和（桜美林大学大学院老年学研究科教授）  
パネリスト：小澤 温（筑波大学人間系教授）  
尾上 浩二（DPI「障害者インターナショナル日本会議」副議長）  
炭谷 茂（社会福祉法人恩賜財団済生会理事長）  
コメンテーター：水島 治郎（千葉大学法政経学部教授）

（敬称略）

\*日時\*平成26年9月20日（土） 午後1時より

\*場所\*グランドアーク半蔵門3階会議室「華の間」

平成27年3月

公益財団法人 損保ジャパン記念財団



目 次

---

|                                  |                      |       |         |
|----------------------------------|----------------------|-------|---------|
| 1. 主催者挨拶                         |                      |       |         |
| 公益財団法人損保ジャパン記念財団                 | 専務理事 岡林 秀樹           | ..... | 1       |
| 2. 審査委員長挨拶                       |                      |       |         |
| 損保ジャパン記念財団賞                      | 審査委員長 白澤 政和          | ..... | 5       |
| 3. 記念講演録                         |                      |       |         |
| 『反転する福祉国家－オランダモデルの光と影－』          |                      |       |         |
|                                  | 千葉大学法政経学部教授          | 水島 治郎 | ..... 9 |
| 資 料 (受賞記念講演会資料集)                 |                      | ..... | 21      |
| 4. シンポジウム                        |                      |       |         |
| 「日本での障害者のソーシャルインクルージョンの課題と展望     |                      |       |         |
| －国連の障害者権利条約への批准をふまえて－」           |                      |       |         |
|                                  |                      | ..... | 43      |
| コーディネーター：白澤 政和（桜美林大学大学院老年学研究科教授） |                      |       |         |
| パネリスト：小澤 温（筑波大学人間系教授）            |                      |       |         |
| 尾上 浩二（DPI「障害者インターナショナル日本会議」副議長）  |                      |       |         |
| 炭谷 茂（社会福祉法人恩賜財団済生会理事長）           |                      |       |         |
| コメンテーター：水島 治郎（千葉大学法政経学部教授）       |                      |       |         |
| 資 料 (受賞記念シンポジウム資料集)              |                      | ..... | 87      |
| 5. 第15回損保ジャパン記念財団賞贈呈式資料          |                      |       |         |
| 審査講評                             | 審査委員長 白澤 政和          | ..... | 113     |
|                                  |                      |       | （敬称略）   |
| 資 料                              | ..... 損保ジャパン記念財団賞受賞者 |       |         |

第15回損保ジャパン記念財団賞贈呈式（平成26年3月18日実施）



佐藤正敏 理事長



白澤政和 審査委員長



受賞者 水島治郎氏



前列（理事長、出版社、受賞者、推薦者、審査委員長）

後列（理事、審査委員）

受賞記念講演会・シンポジウム（平成26年9月20日実施）



シンポジウムの様子

パネリスト（左から コーディネーター白澤政和氏  
小澤温氏、尾上浩二氏、炭谷茂氏、水島治郎氏）



記念講演会の様子

## 1. 主催者挨拶

公益財団法人 損保ジャパン記念財団  
専務理事 岡林 秀樹

皆様、こんにちは。

ただいま司会のほうから紹介のありました専務理事の岡林でございます。開会に当たりますて、一言ご挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、多数の皆様にご出席いただきました。心よりお礼申し上げます。

また本日の講演会、シンポジウムにつきましては、こちらの立看にもございますように、厚生労働省様を初め、日本社会福祉学会、日本地域福祉学会、日本社会福祉系学会連合、日本社会福祉教育学校連盟の方々にご後援をいただいております。この場をおかりいたしまして、ご後援、またご支援いただいております皆様方に厚くお礼申し上げます。

当財団でございますが、昭和52年、1977年でございますが、約37年前に設立されてきて、社会福祉分野で主に活動をしてまいりました。今日37年目を迎えることができましたのも、皆様のご支援のおかげと感謝申し上げます。

当財団の活動の概要につきましては、お手元の資料に載せておりますので、また後ほどご参照いただければと思っております。

当財団の事業の中で、大きな柱の1つとなっておりますのが、本日の損保ジャパン記念財団賞でございます。この賞は、我が国の社会福祉分野で活躍しておられます先生方、研究者の方々が出されました社会福祉分野での優れた学術文献を表彰するとともに、研究助成をさせていただくことによりまして、社会福祉分野での人材育成、また学術レベルのより一層の向上に資することを目的に、この15年間続けてまいったということでございます。

この損保ジャパン記念財団賞でございますが、賞の審査・選考に当たりましては、まず指定推薦人の方々から、数多くの社会福祉学術文献の中から、これだと思うものをご推薦いただきます。こうして上がってまいりました候補文献の中から、手前ども財団の中に設けております審査委員会でご審議をいただきまして、最終的に本年度の推薦作というものを決めまして、理事会のほうで最終決定をするという形でございます。

昨年度につきましては、桜美林大学大学院教授の白澤政和先生を審査委員長にお願いいたしまして、6名の審査員、もちろん社会福祉分野を代表する先生方でございますが、6

名の審査員の方々に約4カ月間にわたる審査期間を経まして、ご審議いただいたというところでございます。休日、深夜を問わず、非常に熱心な論議をいただきまして、それぞれの先生方のご専門の分野、知見等を踏まえまして、それぞれの候補文献につきご審査をいただいたということでございます。

本賞の審査員をお務めいただきました先生方に対しまして、この場をおかりしまして、厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、本日の受賞記念講演会、シンポジウムでございますが、こちらのほうは、先ほど15年度と申し上げましたが、平成11年度にこの記念財団賞というものを発足させております。受賞されました方の、受賞者の研究内容の発表の場ということで、この会を設けさせていただいているわけですが、今回の講演会に合わせて、シンポジウムも開催いたしまして、その時々日本の社会福祉分野でのテーマについて、幅広くご論議いただくという場として、ご苦勞をいただいたということでございます。

本日第1部の講演会では、損保ジャパン記念財団賞を授与されました水島様に記念のご講演をいただくということでございます。この場をおかりしまして、昨年度見事受賞の栄に浴されました水島先生に対しまして改めてお祝い申し上げたいと思います。

水島先生、本当におめでとうございました。

水島先生には、先ほど申し上げましたように、後ほどご講演ということでございます。その後第2部のシンポジウムに関しましては、筑波大学大学院人間総合科学研究科の教授をなさっておられます小澤温様、DPI「障害者インターナショナル日本会議」副議長の尾上浩二様、それから社会福祉法人恩賜財団済生会理事長の炭谷茂様の3名の方にご登壇いただくということでございます。また本日ご講演いただきます水島先生にもお入りいただきまして、審査委員長の白澤政和先生にコーディネーターをお願いし、シンポジウムを進めてまいりたいということでございます。テーマにつきましては、皆様ご存じのとおり、「日本での障害者のソーシャルインクルージョンの課題と展望」ということで、日本でもようやく昨年からことしにかけまして、国連の障害者権利条約が批准されましたが、これを踏まえてご論議をいただこうということでございます。

本日のシンポジウムへのご参加を快くお引き受けいただきましたシンポジストの方々に対しまして、本当にお忙しい中、貴重なお時間をいただいたということで、まことにありがたく、感謝申し上げたいと思います。本日は、シンポジストの方々、よろしく願い申し上げます。

本日の講演会、シンポジウムの内容が、皆様の日常の研究、また生活の中で、いささかなりともお役に立てば、大変幸せに存じておる次第でございます。

なお、先ほど司会のほうからご案内がありましたとおり、本日の講演会、シンポジウム終了後には、簡単な懇親会を、出ていただいたすぐ右の「トパーズの間」で行います。食事、お飲み物等もご用意しておりますので、ぜひお気軽にお立ち寄りいただければと思っております。

終わりにになりましたが、日ごろ当財団の活動につきましてご指導、ご鞭撻をいただいております皆様に対しまして、この場をおかりして感謝申し上げたいと、厚くお礼申し上げたいと思います。本日は、ありがとうございます。





## 2. 審査委員長挨拶

損保ジャパン記念財団賞

審査委員長 白澤 政和

ただいまご紹介いただきました本損保ジャパン記念財団賞の審査委員長を仰せつかっております桜美林大学の白澤でございます。

既に3月18日に、財団賞の贈呈式を開催させていただきましたが、第15回損保ジャパン記念財団賞に千葉大学法政経学部教授であります水島治郎氏の著書『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』が選定されました。

水島さん、どうもおめでとうございます。

きょうは、この間の審査講評をさせていただくということでございますが、皆様方の資料でございます水色の冊子の中に、この経過の詳細を書かせていただいておりますので、ごらんいただければと思いますが、この中に書かれていることを要約させていただきながら、講評させていただきたいと思っております。

先ほどからお話ございましたように、この審査委員会は、6名の審査委員で構成しております。そして3回の審査会での議論を繰り返す中で、最終的に水島氏の『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』が選定されたわけでございます。

今回平成25年、第15回目に当たるこの審査でございますが、16件、15編の推薦を受けたわけでございます。1次審査では、この中から9編を2次審査に回すことになりました。2次審査におきましては、2人の審査委員がそれぞれ1冊の著書を読み、最終的に2次選考で3編が残りました。その3編には、水島様の著書以外にも、坪洋一氏の『福祉国家』、一瀬小百合氏の『障害のある乳幼児と母親たち その変容プロセス』も高い評価を得て、審査対象となりました。

この3つの著書につきまして、全ての選考委員が精読をし、審議を重ねてまいりました。その結果、今申し上げました水島氏の『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』を、財団賞として選定させていただいたという経過でございます。

選定された水島氏の著書『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』でございますが、これはオランダモデルといわれているように、オランダの福祉国家、高齢者雇用であるとか、障害者雇用であるとか、あるいは、ワークシェアリングを含めた女性の雇用問題について、オランダは一つのモデルとしてすばらしい発展をしてくれています。そういう光にあわせて、実は影の部分がある。オランダが生んだ画家レンブラントの絵に象徴される光と影のレトリックの中でこの本を構想されたわけでございます。先の光と対称に、影の部分に、移民労働者問題をめぐる政策過程の激動を織りまぜて議論をしていることに、大変我々としては新鮮味のある、そして問題提起の大変深い著書として選定させていただいたわけでありませう。

この著書の選定理由でございますが、さっきも申し上げましたように、光と影の交差、それはどこにあるのかというのが、この著書の一番のオリジナリティーのある部分でございますが、その光と影が交差する、それは福祉国家での「参加」によるシティズンシップの共有からの移民排除であり、それは脱工業化時代の仕事の特徴であるコミュニケーションの必要性から移民排除が生じるという論点です。このような形でこの2つの交差を取り上げているというのが、従来考えられてきた社会的「包摂」、ソーシャルインクルージョン議論ではほとんど述べられていなかった新鮮味のある議論だということで、高く評価させていただきます。

私がこの本のことを詳しく述べるよりも、きょうは水島さんから講演をいただくということですから、水島さん本人からこの本の全体的な内容や、さらなる日本への示唆、移民政策のあるべき姿というようなことはお話をいただけるだろうと思いますが、選考委員会という立場から、この著書の課題について、委員会で議論されたことを、3点つけ加えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、大変優れた著書ではございますが、1点目は、福祉政策の変更がどのように展開をし、それがどのような成果を上げ、どういう形でとどまったのか、そういう文献的な研究の整理も必要ではないのかというのが1点でございます。

2点目が、このグローバルゼーションという中で、先ほども申しましたように、コミュニケーション議論や、あるいは先ほど言った「参加」ということを越えて、このグローバルな世界の中でどう移民問題を解決していくかという糸口を見出していくのか、そういう課題があるのではないかとということが議論としてありました。

3点目は、このオランダモデルは大陸型の福祉というふうに説明できるかと思いますが、そうしたヨーロッパでの福祉と比べて、日本でも、アジアにおいても外国人問題と福祉課題は大変密接な関係がございます。そうした中で、日本での外国人就労のあるべき方向づけの議論についても言及してほしい。あるいは将来の研究テーマにさせていただきたいというような議論がございました。

今申しましたように、さまざまな指摘もございましたが、この著書は、先進性と独自性のある大変興味深い論述をされているわけでありまして。シティズンシップ概念の展望と、「包摂」と「排除」の理論を組み合わせた説明は、読み手を魅了させる研究として高く評価できます。以上のような観点から、私たち審査委員会は、『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』を平成25年度損保ジャパン記念財団賞にふさわしいということで、理事会に推薦をさせていただいたという経過でございます。

きょうは、水島さんの著書の中身をもう1度お話いただくことにより、私たちは、ソーシャルインクルージョンをどういうふうに進めていったらいいのか。そういうことを学べる機会を得たことを、大変、私自身は期待している次第でございます。きょうは、そういう意味では、ご参加いただいている皆さん方にも、そういう形で、日本の中でではそういうことをどういうふう消化していくのか、そういうことを考えていただく機会になれ

ればと思っております。

以上、今までの審査講評ということで、話を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。



### 3. 記念講演録

#### 『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』

千葉大学法政経学部教授 水島 治郎

##### はじめに

ただいまご紹介にあずかりました千葉大学の水島治郎と申します。本日はよろしくお願  
いいたします。

このたび、栄えある第 15 回損保ジャパン記念財団賞をいただくことになり、深く感謝  
申し上げます。そしてまた本日は、記念講演とシンポジウムの開催をいただくことになり、  
大変有意義な時間を持つことができると、これも改めて感謝いたしております。専務理事  
の岡林様を初めとする財団の皆様、特に白澤先生を初めとする審査員の先生方、事務局の  
皆様には厚く御礼申し上げます。

また本日は、遠路、関西その他のさまざまな地域から、わざわざこのためにお越しいた  
だいた方もいらっしゃるかと伺っており、100 名を超える方々にお集まりいただきましたこ  
と、これもありがたく存じております。どうぞよろしくお願いたします。

さて、今回記念財団賞をいただきました私の本は、ご紹介いただきましたように、『反  
転する福祉国家—オランダモデルの光と影』（岩波書店、2012 年）と申します。この本を  
主に本日の題材としましてお話しさせていただきます。

本日の講演、そしてその後のシンポジウムを貫くテーマは、今ご紹介いただきましたよ  
うに、ソーシャル・インクルージョン、「社会的包摂」でございます。私の本じたいは、  
シンポジウムのテーマである「障害者のソーシャル・インクルージョン」そのものを中心  
に論じたものというよりは、より広く「社会的包摂」、そしてその背後にある「排除」に  
ついて、現代の福祉国家の変容とあわせながら検討したものでございまして、その際に、  
事例としてオランダを扱っているものでございます。具体的には、現在ヨーロッパで進行  
しております労働・福祉をめぐる非常にダイナミックな変容の構造について、オランダを  
例として明らかにしようとしたものというわけです。いわば現代の福祉国家における「反  
転」を明らかにすることで、最終的には現代の日本にも何らかの示唆ができないか。それ  
が私の問題意識です。その点をお含みいただきつつ、お話しさせていただければと思いま  
す。

ただ、私自身も、実は、障害者をめぐる問題とはかつて個人的にもかかわりがあまし

た。大学時代、「ボランタス」という障害者の社会参加、文化活動をサポートするサークルに入っておりました。武蔵野市の障害者福祉センターの2階に「千川作業所」という作業所がございまして、そこに土曜日の午後学生たちが集まり、例えば公園でさまざまなスポーツをする。あるいは劇をつくる、一緒に水泳に行くなどといった活動をしておりました。この活動が、私にとっての研究の1つの原点になったということも思わずにはられません。個人的なことを失礼しました。

## 拙著の問題設定

さて、この私の本の基本的な問題設定でございますが、現代のヨーロッパにおいて、実は「包摂」と「排除」という、2つの一見相反するかに思える動きが同時に進行している。それは一体なぜなのかということでもあります。「包摂」、英語でいえばインクルージョン、これは近年、ヨーロッパについてご存じの方はよく知っておられると思いますが、福祉・労働のさまざまな改革を通じた、女性や高齢者、障害者、福祉給付を受給している人々などの参加を積極的に促進していこうという動きであります。

しかし90年代以降加速したこの動きと実は同時に進行しているのは、「排除」であります。現代のヨーロッパでは、例えば、数カ月前のヨーロッパ議会選挙においても明らかのように、新右翼ポピュリズム政党が各国で躍進しており、それが移民・難民政策の大幅な厳格化を後押ししている。しかもその政策が、単なる一部のポピュリスト政党の政策にとどまるのではなく、むしろ政策として主流化していることが重要な展開です。そうだとすれば、この2つの「包摂」と「排除」の両方に共通するロジックは何なのだろうか。特に「排除」の基準に「言語」や「文化」が浮上しており、「言語」や「文化」を共有しない移民は「排除」すべきだという議論がかなり支持を受けている。一体それはなぜだろうか。これを考えてみようということです。その際、実は「包摂」と「排除」の両方が特にドラマスティックに進んでいるオランダという国が、重要な示唆を与えるのではないかと考えております。

ご承知のように、オランダは小国です。近年、オランダを含む小国に対する注目が大変高まっているということも、私たちは注意すべきことだと思います。特に福祉に関係のある方々は、デンマークモデルについてはいろいろお聞きになったことも多いかと思います。ノーマライゼーションを初めとする、さまざまな、革新的な動きが、特に北欧のデンマークが出发点になっている。また労働・雇用をめぐる改革では、オランダモデル、いわゆる

80年代からオランダに進行した改革が、日本でも大変もてはやされました。特にワークシェアリングについては、日本でも頻りに新聞に載っていました。また行財政改革のニュージーランドモデルなどを挙げてみますと、実は近年の日本でモデルとしてよく参照される国は、多くは小国なのです。安楽死合法化、これがモデルであるかどうかは別にして、1つの十分な参考例にはなる。また同性間結婚、自然エネルギー。デンマークも風力発電の比率が2割を超えている。これで大変また関心を集めているということがあったわけがあります。

なぜ、では、小国が近年注目を集めているのか。一昔前であれば、私たちがヨーロッパから何かを学ぶとすれば、それは基本的に、イギリスかドイツか、せいぜいフランスでした。大国がモデルだったわけです。かつては、領土、人口、資源、軍事力を備えた国がモデルとして、私たちの参考になるべき国とされていました。しかし、ではなぜそれが90年代以降大きく変わってきたのか。それはやはりグローバリゼーションと冷戦の終結という、二つの非常に大きな変容があったからではないか。すなわち、経済的・軍事的に自立的な存在として観念されてきた大国のモデルは、グローバル化と冷戦終焉によって、もはや時代おくれになっているということなのだと思います。例えば現在、ヨーロッパで、自国を隣の国から守る軍事力を持つこと自体は、ほとんど意味を持っていないのです。また経済面で見れば、ヨーロッパは経済統合、特に通貨統合の進行により、1国単位の経済モデルを想定できなくなっています。

こうして大国がその力を大きく失っている中で、逆説的に小国が注目を集めてくる。なぜかと申しますと、小国はサイズが小さいがゆえに、さまざまな環境の変化に対する対応、政策転換がスムーズにいく傾向があり、しかもその際、早いうちからグローバル化に適応してきた経済構造を持っているために、むしろグローバル化の波に戸惑うのではなく、積極的に対応できるということがあるからです。

中でもオランダは、先端的改革を17世紀以来進めてきた国という面がございます。ご承知のとおり、オランダは17世紀の国際経済におけるヘゲモニー国家でもありましたし、また、世界最初の株式会社が東インド会社であったと言われるように、さまざまな経済的なイノベーションの源でもありました。損保ジャパン様に関係するような話で言えば、保険会社の発達もオランダでは顕著にみられました。近年でも、さまざまな改革が進んでいます。たとえば安楽死の合法化、これがいいか悪いかというのはなかなか難しい問題もありますが。また同性間結婚。さらに売春の合法化。これもいいとはなかなか申せませんが、



いい意味でも悪い意味でも最先端の改革を進めている。また都市レベルで言えば、アムステルダムを初めとして「創造都市」戦略、クリエイティブシティのような、さまざまな先端的な改革を進め、魅力的な都市の再生を進めているということがあるわけです。

そのような近年の、小国ならではの強みを生かした改革のもとで、福祉移民政策も大胆に転換している。それはまさに、近年のヨーロッパレベルの変化を先取りしている変化であると言わざるを得ないわけです。

なお、小国といいますと、日本では、観光名所としては実は大変人気のある場所も多くあります。今、スライドでヨーロッパの小国の3つの国の、日本人にとっては大変おなじみの人物の銅像をお示ししています。右側はアンネ・フランク。アンネ・フランク記念館に行きますと、日本語でも説明を聞くことができる、大変日本人にとっても有名な場所があります。これはオランダ。それから左上は、デンマークの人魚姫。アンデルセンの『人魚姫』は大変日本でもやはり人気がある。ここを訪れる観光客も多数います。また左下は、ちょっと見づらいですけれども、少年と、少年に寄り添う1匹の犬がいて、これはご承知のとおりネロとパトラッシュ、『フランダースの犬』です。ベルギーの北半分をフランダースと呼んでいます。ベルギーのお話だったわけでありまして、これも日本人は大変好きであります。ただ『フランダースの犬』は、世界的にはほとんど知られていないにもかかわらず、日本ではよく知られているお話ではありますが。

そういった意味では、日本では、小国の文化的な面に関しては、かなり前から入ってきたのですが、近年はむしろこれが政治経済社会モデルとして、かなり注目されているということが言えるのではないかと思います。

### オランダにおける福祉・雇用改革について

さて、それでは次に、オランダにおける福祉国家改革、ついて簡単に述べさせていただきます。これがまさにオランダモデルの「光」の部分に当たります。

オランダはもともと、政治的には、キリスト教民主主義政党と社会民主主義政党の2大勢力が政治の中心を握ってきた国でありまして、そういう意味ではいわば福祉国家を推進する政治的な連合が、戦後確固として築かれてきた国であります。しかもそれだけではなく、これも日本でもかなり紹介されているところではありますが、政労使の協議体制がかなりしっかり制度化されております。これをコーポラティズムともいいますが、さまざまな経済社会政策に関して、政労使の合意をとりながらつくっていく。特にその際、労働組合



が正式に政策形成に参加することによって、1960年代以降の福祉国家の拡大が、強力にバックアップされてきたということがございました。

またオランダの場合、北海油田からの収益による財政的な余裕もございましたので、1970年代には、北欧と並ぶ充実した福祉国家が成立することになります。福祉国家といいますと、日本では北欧、とりわけスウェーデンがよく言及されますが、それとはまた違った形で、オランダの福祉国家もヨーロッパの中では最先端の福祉国家なのです。

ただ、このオランダで成立した福祉国家は、1970年代以降、さまざまな困難に直面することになります。特に70年代以降の産業構造の再編、いわゆる重厚長大産業の凋落、オイルショックといったさまざまな危機の中で、いわゆる「オランダ病」と呼ばれる経済上の危機に直面します。また失業率も上昇するし、当時寛大な福祉給付と揶揄された福祉国家の問題点もかなり指摘されるようになる。オランダですと、人口が1500万程度のところで、給付者が100万人に上る就労不能給付保険がかなり手広く利用される。その結果として、就労する人が減る中で福祉負担がふえるという問題を抱えるようになります。

このような困難の中で、1982年に、これも日本では新聞などがよく取り上げてきましたが、ワセナール合意という政労使の3者の合意が成立します。ここでいわゆる「ワークシェアリング」の合意ができたのです。労働時間の短縮を使用者側が認めるかわりに、労働組合の側は賃金の抑制を認める。このワークシェアリングが1つの、オランダの転換点になったと言われております。

それ以後、オランダの経済状況は徐々に回復に向かいます。労働時間を分け合うことによって、多くの人が仕事にありつき、失業率も減少したといわれています。他方、パートタイム労働者もこれ以後大幅に増加していくことで、柔軟な働き方を通じた多くの人が労働市場に参加するあり方が展開していくことになります。これがオランダモデルとして、特に2000年前後には日本でもかなり注目されたところでもあります。

その中でも際立つのが、積極的労働市場政策です。例えばワンストップサービスを用いた福祉と雇用の接続。これは日本でイメージすれば、国の機関であるハローワークと、自治体の生活保護担当部局がタイアップして、福祉給付の受給者の人々をうまく就労のほうに紹介していく仕組みです。またその際に、職業訓練のサービスを公的に導入していくことで、実際に就労につなげていくわけであります。

積極的労働市場政策においては、福祉給付の受給者のみならず、労働市場のもともと外部にいた女性、あるいは高齢者の人々も含まれます。近年、オランダでは女性就業率の大

幅な増加を達成しておりまして、IMFのラガルド専務理事などは、その女性就業の増加という意味をこめてオランダモデルということ、2年前に日本に来て言っていたなどということもありました。近年、オランダに限らず、ヨーロッパの諸国では、高齢になっても働こうという雰囲気はかなり強くなっておりまして、オランダでは過去10年で平均退職年齢が2歳以上増加しています。

ただこのオランダの改革は、単に働け働けというものではなくて、同時にワーク・ライフ・バランスの積極的な充実を伴うものであったということも忘れてはなりません。もともとオランダにはEU指令に基づく厳格な労働時間規制がありますし、また労働基準監督署に当たる部署の監督も大変厳しい。オランダですと、労働基準監督官が警察署に立ち入って、労働時間が超過していないかということをチェックして、違反していると警察署に罰金を課するなどという、日本とは何か逆転しているような関係があったりするんですね。

結局それは、その社会において何が最も重要な価値を持っているか、ということなのです。オランダでは、働く者の生活、ワーク・ライフ・バランスが、日本におけるよりも重要な価値を持っているということがあるわけなんですね。それを侵すものは、警察であろうと処分の対象となるのです。

こうしたワーク・ライフ・バランスを支える政策的な転換も90年以降急速に進みます。例えば、96年のフルタイム・パートタイム間の差別禁止。いわゆる均等待遇により、時間当たり賃金その他労働条件が均等に保証されることになります。その結果、現在オランダのパートタイム社員の方々は、日本で言えば短時間正社員に当たる待遇を持っておりまして、例えば係長レベルまでは昇進することが何ら珍しくない。その上にでも行けることがある。日本で考えるパート労働者とは位置づけが違っているわけですね。

さらに労働時間変更法（調整法）という2000年の法律では、労働時間の変更選択を労働者に保障するという画期的なルールをつくりまして、労働者が労働時間の変更を申請した場合には、基本的には使用者は認めなければいけないとされました。これは判例によっても確認されているところでありまして、その結果、労働時間は、基本的に、パートタイムであるかフルタイムであるかを含め、労働者側の選択によるものとなりました。労働者が、自分が必要だと思えば労働時間を長くしたり短くしたりできる。実際には、これが多く用いられているのは特に出産を経た女性たちです。労働時間を一時短縮し、子供が大きくなると段々労働時間を長くしていくというパターンが多いとされています。一たん職場を離れて、その後待遇の悪いパートタイムで働くことも多い日本とは、かなり状況が違っ

ているということが言えるわけです。

このような改革は、「非正規労働者の正規化」という面も持っています。さまざまな働き方を望む人々が、その働き方を変えたがゆえに非正規に落ちてしまうのではなく、さまざまな働き方をしながら、同時にそれが正規労働者の網の中にすっぽり収まっているというものです。これは私の表現ですが、オランダではフルタイムからパートタイムへの移行はもはや「片道切符」ではなく、「乗り降り自由な往復切符」のようなものです。その結果、オランダでは「往復切符」を手にした女性の就業率は大幅に上昇し、多くの女性たちが自分の望む労働時間をパートタイムで働いているということが言えるわけですね。

このようなお話をしますと、それは大変労働者にとってはありがたいけれども、企業にとっては使い勝手が非常に悪いではないか。むしろ経済的には非効率ではないかと言われるます。しかし、実際さまざまな調査によって、日本より生産性が低いということは言えないということが明らかになっております。ある年をとれば、オランダの1労働時間当たりのGDP生産額は53ドル、日本は37ドルということで、実は日本のほうが時間当たりの生産性は低い。これは日本の場合、長時間労働という問題があり、特にグループ単位の労働という中で、個人個人が仕事を終わったらぱっと帰ることができないという状況があるからだ、とも言われています。日本の長時間労働は、時間当たりの生産性という点で大いに問題があるわけです。いずれにせよ、オランダと日本でどちらが経済的に効率がいいかというのは、即断はできないし、むしろオランダのほうがいいのではないかという見方も強いということは、やはり留意すべきでしょう。

こうしてオランダでは、各人の事情を背景とした働き方を可能とすることで、各人のライフプランの実現が応援されていく。しかも多くの人々が労働市場に入ることによって、人的資源を積極的に活用する福祉国家を創り出していく。いわば「持続可能な福祉国家」をめざした戦略が進められているといえるでしょう。

## 福祉国家の変容と移民の排除

さてここまで申し上げると、やはりオランダというのは小国で大変先進的である。やはりオランダを学ぼうということになるかもしれません。しかしながら、実際にそれだけでは話は済まない、というのが本書の後半の部分であります。

実はオランダにおきましては、特に新右翼ポピュリズムの躍進を背景に、近年移民に対する政策が180度転換しまして、「排除」の方向に向かっているんですね。かつてのオラ

ンダでは、1970年代までトルコやモロッコなどから多数の移民労働者が流入して、工業労働力の不足を補ってきました。しかもそのような移民労働者の子供たち、2世、3世が居着きますので、その子供たちに対しても積極的な多文化主義的な政策がとられてきたということがあったわけです。

しかしこのような移民の増加に対して、2000年代に入りますと、政治的に批判が出てきまして、カリスマティックな影響力を持つフォルタインという人物が、自分の名前をつけた政党を立ち上げ、移民批判で一気に支持を獲得していく。しかもこの政党は、トップに権限を集中した個人政党でありまして、既成政党や政治エリートを徹底的に批判する。さらには、従来タブーとされてきた移民批判、とりわけイスラム批判を前面に出し、メディアの話題をさらっていく。日本でも似たようなことがあったのではないかと言う人もいますが、そのような現象が起きたんですね。

フォルタイン自身は、その後射殺されるという物騒なことがありまして、フォルタイン党はその後瓦解するのですが、それ以後も、別の新右翼ポピュリズム政党が勢いを増し、今もなお、オランダ政治では非常に強力な影響力を持っている。ヨーロッパ憲法条約否決の際も、このポピュリズム政党が反対の原動力でありました。

このような排外主義の強まる政治的な変化のもとで、移民・難民政策が大幅に厳格化します。特に「社会参加に消極的」とされる第3世界出身の移民に対しては、さまざまな試験を課すことによって、振り落としが進められているわけですね。今や全体として見れば、デンマークと並んでヨーロッパで最も厳しい移民政策をとっているのがオランダと言われるぐらいです。他方で、高度の技能を持った移民や先進国出身者は優遇されます。日本人も若干優遇されており、一種名誉白人的な扱いを受けているという印象があります。

しかもオランダがこのような政策をとりますと、周りのドイツやフランスも似たような政策を次々に採用し、今やヨーロッパレベルで、言語や文化を基準としたシティズンシップの「包摂」と「排除」が起きているというような状況です。そこでしばしば主張されるのは、移民は「言語や文化」をホスト国に同化させていくべきであり、移民の社会参加を進めるためには、「言語や文化」の共有が決定的に重要であるという主張です。しかも移民に課される試験は、単なるペーパーテストにとどまらず、「このような状況ではどう対応すべきでしょうか」といった内容を含んでおり、それで滞在資格を決めていくということが現在起きています。

このような状況に対して、一方では、これはいわゆる排外主義的な極右がふえているの

ではないか。やはりヨーロッパではナチズムやファシズムが勢いを増しているのかといいますと、そういうことでもないんですね。むしろ、現代のヨーロッパで起きているのは、「自由・人権・民主主義」といった西欧的な価値というものを全面的に肯定した上で、返す刀で「男女平等を認めないイスラム」はおかしい、「民主主義や政教分離を認めないイスラム」は民主主義とは相入れない、といった主張を展開し、だからイスラムからの移民というものは積極的に排除すべきだという議論が強くなっているということなのです。

そういう意味では、男女平等や民主主義といった、いわば近代という錦の御旗を掲げることで、ヨーロッパにおける進歩派、場合によっては左翼と目されていた人々でさえ、この反イスラムの主張に移っているということもあるわけであります。

以上をまとめれば、ポスト近代社会における「光と影の反転」が起きているのではないかと、といえるように思います。現在、オランダに限らず先進諸国で「包摂」と「排除」が同時進行しているけれども、その際に、特に文化・言語・宗教がその「排除」の基準になっている。ではその背景にあるものは何かと考えたときに、そこにはやはり、参加を軸としたコミュニケーション重視の社会があるのではないかとと言えるわけなんですね。参加型社会というのは、基本的には人が人にサービスを提供する経済・社会であり、人と人との関係そのものが富を生むわけであります。モノをつくるのではなくて、関係を用いて富を生み出す。それが脱工業社会であり、参加型社会です。

しかしその際に重要とされるのが、言語と文化の共有ということになります。例えば人が人にケアを提供するときに、言葉が通じなければ困難を生ずることが多い。こうして「言語」が、実は新たな「包摂」と「排除」の1つの基準になっているのではないかと、いえるわけですね。

そもそもかつての工業社会は、基本的に「モノをつくる能力」が優位な社会であって、だからこそ若年・中年の男性労働力が経済の中核となっておりました。かつての日本でもヨーロッパでも、労働力の中核は、若いか中年ぐらいまでの男性でありました。そして欧米の場合は、この若年労働力がもともと少なかったために、移民にこれを頼らざるを得ず、移民をむしろ積極的に活用してきたわけであります。他方で、女性や高齢者は補完的存在とされてきました。

しかし脱工業社会になりますと、それは人とかかわる能力が優位とされる社会となります。そのため、むしろ文化や言語を共有する、自国民の女性や高齢者については積極的に労働参加を促進していく方向に行く。日本でも、政治的な色合いの違いを問わず、女性の



活用が積極的に語られているのは、そういうことがあるわけでありませぬ。それどころか、むしろサービス経済においては、女性のほうが男性より能力を持っていることが多い。私の大学でやっておりますゼミなども、ある時期まではゼミのリーダーとして女性がふさわしくても、何となく男性がリーダーになることが当たり前だったのですが、ある時期からぱたっと変わりました、既に6年は女性のリーダーが連続就任している。もうそこは大きく変わっているというわけなんですね。

しかし他方で、高度人材は別として、文化や言語を共有しない外部者、特に移民や外国人、かつて工業社会では金の卵として貴重な工業労働力として入ってきた人々が、今やむしろ「排除」の対象になっている。「社会で求められている能力」そのものが、変わってきているのではないのでしょうか。

このような能力は、別の言い方を使えば、「ポスト近代型能力」とも言えるわけでありませぬ。言語を用いたコミュニケーション能力を駆使しながら、変動著しい社会の要請にフレキシブルに対応していく。これがむしろ近年では大事にされてきている。特に若い人たちは今、SNSを通じた「常時コミュニケーション社会」の中にあります。誰かが何かを語ると、すぐに「いいね」を押すなどして反応しなければ、KY扱いされてしまうことさえある。コミュニケーション能力を常に発揮させることが、労働市場においても学校生活においても重視されることなんですね。

## 障害者の社会参加を考える

このようなお話を踏まえ、では障害者の社会参加に関してはどういうことが言えるか。ご承知のとおり、障害者権利条約におきましては、第1条において、「他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加すること」がうたわれております。障害者に関しましては、近年の「参加重視」の流れの中で、「排除」されるというよりはむしろ「参加」を促進される方向であろうとは言えると思います。

しかし問題は、そこで雇用率を形式的に引き上げることにとどまらず、むしろ「平等」かつ「完全」な参加ではないかと思うわけでありませぬ。すなわち、雇用率を上げたとしても、そこでどのような働き方が実際になされているのか。また、実際に労働法が適用されないようなさまざまな福祉的就労のあり方が、やはりどれだけ改善できるのか、それが具体的に担保されない限り、「平等」かつ「完全」な「参加」にはつながらないだろう、と私は考えているところであります。

その際に重要なのは、統合＝インテグレーションよりも、包摂＝インクルージョンであると思うのです。インテグレーションというのは、現代のヨーロッパにおいても強力に進められている発想でありまして、主流派社会のあり方をよしとした上で、ここに同化することを求める。同化しなければ、むしろそのメンバーにシティズンシップをあたえることはできないという面を持っています。しかしこれに対してインクルージョンは、単にマイノリティーに主流派社会への同化を求めるのではなくて、主流派社会そのものが変容していくことを意味するものだと思います。相互的なコミュニケーションを通じた理解と変化が重要なのです。

このことは恐らく、障害者に限らずさまざまなマイノリティー、外国人政策に関しても言えることでしょう。障害者権利条約に関連してよく語られる「Nothing about us, without us!」という言葉は、移民や外国人に対しても本来使われねばならない言葉ではないかとも、思わずにられません。

## 終わりに

最後に、もう少しで終わらせていただきますが、私の実践的にやっていることをご紹介します。私は、このような研究を進める中で、研究と同時に何らかの形で地域社会でもこのようなインクルージョンができないかということを考え、多くの学生たち、ゼミ生たちの参加を得て、地元の千葉でまちおこし活動を行ってきました。その中で、さまざまなイベント活動、コミュニティーマガジン発行などを行ってきたのですが、そこでは、子どもたち、高齢者、千葉にも多く住む在日コリアンや中国人の方々などと、地域の中でつながりを作り出すということを念頭に置いて、活動を行ってきました。実際には、子供対象の活動が今は一番多くなっておりませんが。

活動のスライドをいまお示ししておりますが、これらの写真に出てきてゼミメンバーたちが、実は今日この場に来てくれています。活動を通して、さまざまな出会いがありました。「Think globally, act locally」、これはゼミの標語でもあるます。考えることは同時に行動することも伴う。そしてその行動することが同時に考えることにも結びついていくのではないか。そのような思いを抱きながらこの本を書いたところがございます。

それでは、ちょうど時間になりました。ご清聴ありがとうございました。Dank u! (オランダ語で「ありがとう」) ということで、本日の私のお話は以上とさせていただきます。皆様に厚く御礼申し上げます。





第15回損保ジャパン記念財団賞  
〔社会福祉学術文献表彰事業〕  
受賞記念講演会資料集

水島 治郎 氏

受賞著書『反転する福祉国家－オランダモデルの光と影』

(岩波書店 2012年7月)

日時：2014年9月20日(土)午後1時～

場所：グランドアーク半蔵門

主催 公益財団法人 損保ジャパン記念財団

後援 厚生労働省・一般社団法人日本社会福祉学会

日本地域福祉学会・日本社会福祉系学会連合

一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟



損保ジャパン記念財団賞 受賞記念講演  
於: グランドアーク半蔵門

「反転する福祉国家」と  
ソーシャル・インクルージョン

2014年9月20日

水島治郎(千葉大学法政経学部)



受賞書籍

水島治郎『反転する福祉国家—オランダ  
モデルの光と影』(岩波書店、2012年)



## はじめに

### 「障害者の社会参加」とのかかわり



## 問題設定

現代ヨーロッパで同時に進行する「包摂」と「排除」

「包摂」=福祉・労働の再編を通じた、女性・高齢者・  
障害者・福祉給付受給者などの「参加」促進

「排除」=新右翼政党の躍進などを契機とする、  
移民・難民政策の大幅な厳格化

→「包摂」と「排除」に通底するロジックは何か

特に、「排除」の基準に「言語」と「文化」が急浮上して  
いるのはなぜか

包摂と排除の双方が特にドラスティックに進むオラ  
ンダを例に考える



## ヨーロッパの小国三話



## 1 今なぜ「小国」か：小国への注目



1990年代以降、オランダほか小国が注目を集めている：

オランダモデル

デンマークモデル

ニュージーランドモデル

などが有名

安楽死合法化・ノーマライゼーション・同性間結婚・自然エネルギーなど…

## アムステルダムの運河地区【世界遺産】



## 「大国モデル」の変容と小国



- かつては「大国」(＝領土・人口・資源・軍事力を備えた国)が国としてのモデル
- ⇒グローバル化と冷戦の終結で「自律的」大国モデルの変容

## オランダ:「先端的」改革の国



- オランダ:17世紀のヘゲモニー国家  
オランダ東インド会社  
:「世界最初の株式会社」
- ・安楽死合法化、同性間結婚、売春合法化など「最先端」の改革
  - ・「創造都市」戦略による魅力的な都市再生
  - ・福祉・移民政策の転換
- ⇒ ヨーロッパレベルの変化を先取りする国

## 2 オランダにおける福祉国家改革:オランダモデルの光





## (1) オランダにおける福祉国家の発展

- 政治面では、キリスト教民主主義優位の福祉国家建設:大陸型福祉国家の典型
- 政労使協議体制(=コーポラティズム)を通じた労働組合の政策参加
- 北海油田からの収益による財政的余裕  
⇒1970年代には、北欧と並ぶ充実した福祉国家の成立



## (2) オランダ福祉国家の困難

- 石油危機以後、産業構造の再編が進む中で深刻な経済・財政上の問題に直面  
=「オランダ病」
- 深刻な失業率
- 「寛大な」福祉給付  
:給付者100万人に迫る就労不能給付保険  
→積極的な雇用政策が欠如し、保険料率の一方的な増大を招く





### (3) ワセナール合意

- 1982年、政労使3者による危機克服のための合意  
労働時間短縮と賃金抑制

⇒いわゆる「ワークシェアリング」

パートタイム労働者もこれ以後大幅増加

「オランダモデル」の起点

2000年前後には日本でも注目

### (4) 雇用・福祉改革の展開

積極的労働市場政策への転換

「給付所得よりも就労を」

- ワンストップサービスによる福祉と雇用の接続
  - 職業訓練を柱とする就労支援サービスの提供
  - 労働市場の外部にいる女性・高齢者の就労も積極的に推進：女性就業率の大幅増加
- ▶ 早期退職優遇廃止で平均退職年齢2歳上昇

## (5) ワーク・ライフ・バランス政策の展開



EU指令に基づく厳格な労働時間規制

労働監督署(「労働ポリス」)による厳しい調査

## ●フルタイム・パートタイム間の差別禁止 (1996年)



時間あたり賃金その他の労働条件は基本的には均等

→オランダのパートタイム労働者は、日本でいう短時間正社員昇進も珍しくない

## 労働時間は「選ぶ」もの…



### ●労働時間変更法 (2000年)

→労働時間の選択の自由を保障

労働者が労働時間の変更を申し出た場合、基本的には使用者は認めることが義務付けられている

## 非正規労働者の「正規化」



- ライフイベント・ライフプランに沿った労働時間の変更が自由に
- →フルタイムからパートタイムへの移行は、もはや「片道切符」ではなく、乗り降り自由の「往復切符」
- →オランダでは女性の就業率は大幅に上昇

## オランダ方式は経済的に非効率？

オランダ:年間平均労働時間 1392時間  
1労働時間あたりのGDP生産額 53ドル

日本:年間平均労働時間 1785時間  
1労働時間あたりのGDP生産額 37ドル  
(2007年時点)



## ワーク・ライフ・バランスの尊重

- →各自の事情に応じた働き方を可能とすることで、労働市場への積極的参入を促すことができる
- →各人のライフプランの実現を支えつつ、しかも「格差」是正、人的資源の効率的活用、福祉国家の持続可能性へ



### 3 移民・難民排除の進行:オランダモデルの影



#### (1)新右翼ポピュリズムの躍進

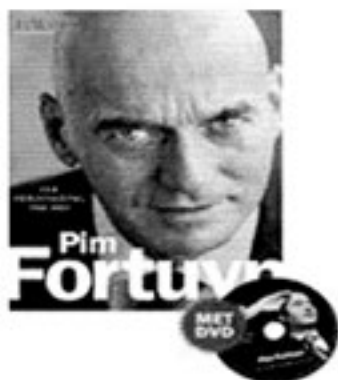
従来は「寛大」な移民・難民政策

- 工業労働力不足を背景に、1970年代まで2国間協定により、トルコやモロッコなどから多数の移民労働者が流入
- 多文化主義政策による移民コミュニティの尊重(イスラム系学校への補助金など)
- 緩い難民認定





## フォルタインの衝撃



2002年、タレント評論家  
フォルタインによる新党  
フォルタイン党

- ・事実上の個人政党
- ・徹底した既成政党・政治  
エリート批判
- ・タブーを破る移民批判  
(特にイスラム批判)で  
一躍注目を浴びる

## 新右翼ポピュリズム政党の「定着」

- ・ フォルタインは2002年5月に射殺、しかしフ  
ォルタイン党は 総選挙で躍進し、政権入り
- ・・・・フォルタイン党消滅後も新たなポピュリズム  
政党(自由党)出現  
ヨーロッパ憲法条約国民投票否決の原動力  
政権に閣外協力して移民政策を主導

## 移民・難民政策の大幅な厳格化

- ・「社会参加に消極的な」第三世界出身の移民に対し、言語・社会知識の試験をあらかじめ要求
  - ・不法滞在外国人の社会保障アクセスを遮断
  - ・難民認定の厳格化
- ⇒デンマークと並び、ヨーロッパでも最も厳しい部類の移民政策へ
- 他方、「高度技能移民」や先進国出身者は優遇
- ⇒他の西欧諸国でも同様の措置が次々導入

## 「言語・文化」の浮上

- ・「ホスト国の言語・社会理解は、社会参加のために本質的に重要」(オランダ内務大臣)
  - ・言語・社会知識に関する試験では、単なる知識にとどまらず、「この状況でどう対応すべきか」が問われる
- 例:「職場の男性トップに初めて会った女性社員はどう対応すべきか」

## 「極右の伸長」？

←→近年の欧州の新右翼ポピュリズムは、極右(=反民主的、暴力肯定的、反ユダヤ的)とは決定的に違う

⇒「自由・人権・民主主義」といった近代西欧的価値を全面的に肯定

返す刀で「男女平等を認めないイスラム」「民主主義や政教分離を認めないイスラム」を批判する、という論法

⇒進歩派からも賛同の余地、左派の「転向」も

⇒「リベラルな」ディズニズムへの進化(ヨブケ 2013)?

## 4 ポスト近代社会： 「光と影」の反転

- ・ オランダに限らず、先進諸国で同時進行する「包摂」と「排除」

- ・ とりわけ、文化・言語・宗教が「排除」の契機として急浮上しているのはなぜか？





## 「参加型社会」の到来

- 「参加」を軸とした、コミュニケーション重視の脱工業社会  
「人が人にサービスを提供する」経済  
人と人が取り結ぶ関係そのものが富を生む  
モノではなく、ヒトを相手とするコミュニケーションの能力が重要
- 言語・文化の「共有」が必須とされる  
→新たな「排除」と「包摂inclusion」の進展

## 工業社会と脱工業社会

- 工業社会＝  
「モノを作る能力」優位の社会  
  
→若年・中年男性労働力が経済の中核  
欧米では若年移民男性労働力を積極活用  
女性・高齢者などは補完的存在  
(日本では、「国内移民」の男性労働力が高度  
経済成長を支える)

## 工業社会と脱工業社会

・脱工業社会＝

「人と関わる能力」優位の社会

→(自国民の)女性・高齢者の労働参加を促進  
(高度技能を持つ人材は別として)文化・言語を  
共有しない外部者は排除

⇒先進国の言語・文化の習得＝「コミュニケーション能力」を軸とした経済社会の再編へ

## 「ポスト近代型能力」の浮上

・言語を用いたコミュニケーションを駆使しつつ、  
変動著しい社会の要請にフレキシブルに対応で  
きる能力

→客観的測定困難な「生きる力」「〇〇力」

・「コミュニケーション能力」が左右する学校・職場  
・SNSを通じた「常時コミュニケーション社会」の  
出現

⇒「コミュニケーション能力」の欠如が、労働市場・  
社会生活からの排除に直結する時代へ？

## 障害者の社会参加に関して

- 「障害者の権利に関する条約」第一条  
「他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加すること」  
(full and effective participation in society on an equal basis with others)
  - ➡「参加重視」の流れの中で、「参加」の方向自体は今後も促進;しかし重要なことは「平等」かつ「完全」な参加を通じたソーシャル・インクルージョンではないか

## インテグレーションと インクルージョン

- ○インテグレーション: 主流派社会への適合
  - ➡実質的に「同化」を示すことが多い
- ○インクルージョン: 主流派社会自体の変容
  - ➡相互的なコミュニケーションを通じた理解と変化

おわりに  
~Think globally, act locally~



~Think globally, act locally~



Dank u! (ありがとうございました)





#### 4. シンポジウム

##### 『日本での障害者のソーシャルインクルージョンの課題と展望』

—国連の障害者権利条約への批准をふまえて—

コーディネーター：白澤 政和 氏（桜美林大学大学院老年学研究科教授）

パネリスト：小澤 温 氏（筑波大学人間系教授）

：尾上 浩二 氏（DPI「障害者インターナショナル日本会議」

副議長）

：炭谷 茂 氏（社会福祉法人恩賜財団済生会理事長）

コメンテーター：水島 治郎 氏（千葉大学法政経学部教授）

**白澤** それでは恒例ですが、財団賞の式の後、私たちはシンポジウムを開催させていただいているわけですが、今回は「日本での障害者のソーシャルインクルージョンの課題と展望」というテーマにさせていただきました。ここからは、座って今回のシンポジウムの趣旨なりねらいをまずお話しさせていただき、シンポジウムに入らせていただきたいと思えます。

ただいま水島さんからお話がございましたオランダモデルの中で、最後にソーシャルインテグレーションとソーシャルインクルージョンのお話がございました。ソーシャルインテグレーションというのが主流化という話であり、ソーシャルインクルージョンは、社会自体の改革を押し進めていくことによって、障害者あるいは高齢者等が住みやすい社会をつくっていくことであるとの考え方の違いについてのお話がございました。

それにあわせて、今回水島さんが受賞された『反転する福祉国家』を受けまして、今回どんなシンポジウムをやろうかと随分悩みました。このオランダのインクルージョンとエクスクルージョン、光と影ということを考えてみますと、日本ではやはり障害者問題や生活困窮者、あるいは女性の問題や在日外国人の問題、多様な領域でこういうインクルージョン、エクスクルージョンの議論をすべき課題がたくさんございます。そういう意味では、水島さんの『反転する福祉国家』は、私たちに多様な形での問題提起をしていただいたと、こういうふうに評価できるだろうと思えます。

そういう中で、今回は、さまざまな対象者や地域という中から、障害者に焦点を当てて、今後のソーシャルインクルージョンに向けての日本の課題や展望を考えてみたいと考えました。とりわけ日本は、障害者に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の尊厳を守ることやうたった国連の障害者の権利に関する条約を、ことしの1月に批准したこともこのテー



マを選んだ大きな理由でした。この批准を踏まえて、日本での障害者を社会の中でどうインクルージョンしていくのか。現状の課題をもとに、今後どのように展開すべきかを、多様な角度から検討してみたいというのが、きょうのシンポジウムの趣旨でございます。

そのため、この国連の障害者に関する権利条約の意図することと、日本の現状との落差を明らかにしていきたいとも考えています。そしていかにそれを埋めるかを、きょうは3人のパネリストの皆さんからお話を伺い、そしてフロアの皆さん方とも議論を深めながら、この落差を埋めていく方向性について議論ができれば大変有意義なシンポジウムになると思っております。

先ほどパネリストの皆さんについてのご紹介、経歴等のご紹介があったわけですが、今回3人のパネリストの方をお願いをしております。お1人は、筑波大学大学院人間総合科学研究科教授の小澤温さんであります。小澤さんからは、日本の政策面や実践面でソーシャルインクルージョンについてどのような課題を持っているのか。そしてどういう展望を私たちはしていかなければならないのか、そういうことをお話しいただきたいと思っております。

お2人目に、尾上浩二さんです。尾上さんはDPI「障害者インターナショナル日本会議」の副議長をお務めいただいているわけですが、今回の批准にも積極的に団体としてかかわってこられたわけですが、その経過も踏まえ、当事者の立場から、日本でソーシャルインクルージョンをどう展開していくのかをお話しいただこうと思っております。

そして最後でございますが、社会福祉法人恩賜財団済生会理事長の炭谷茂さんからは、炭谷さん自身がソーシャルファームという形で、障害者の雇用をどう展開しているのかということで、さまざまな活動をおやりになっておられる中で、障害者の最も大きな課題である障害者就労支援をどのように展開することによって、このソーシャルインクルージョンを展開するのかについてお話を頂きたいと思っております。よく最近、ウェルフェアからワークフェアという言葉も使われるように、働くということを介して福祉をどうつくり上げていくのかというのが大変重要な課題になっております。そういうことをお話しいただく中で、話を進めていきたいと思っております。

そして最後にもう一度水島さんには、先ほどオランダモデルの話をいただきましたが、日本の障害者政策について、オランダから見てどういう課題があるのかについてもお話をいただきたいと思っております。

ということで、きょうのスケジュールでございますが、それぞれのパネリストにお話



をまず伺い、そしてコメンテーターとして水島さんからご意見、コメントをいただきたいと思ひます。そして 15 分間休憩時間をとりたいと思ひております。そしてその間に、先ほど事務局からのご説明もございましたが、皆さん方のところに用意をしております質問用紙にご質問のある方はご質問をお書きいただいて、そういう質問をもとに後半部分のディスカッションを深めてまいりたいと、こういうふうに考へております。

以上のような趣旨で今回のシンポジウムをやることができたわけですが、あえて、先ほど申しましたように、国連の障害者権利条約を批准したということもございますので、そこに焦点を当てて、今回のシンポジウムをやらせていただきたいということでございます。

そういうことで、今からシンポジウムに入らせていただきますが、まず最初に筑波大学大学院教授でございます小澤温さんに、先ほども申しましたように、「障害者権利条約批准と障害福祉の課題」についてお話をさせていただきたいと思ひます。

それでは小澤さん、よろしくお願ひします。

**小澤** ただいまご紹介にあずかりました筑波大学の小澤と申します。スライドの関係で座らせていただいて、15 分ほどお時間をいただきましてお話をさせていただきたいと思ひます。

スライドが立ち上がるのに時間がかかるということですので、私のほうからはまずみなさんのお手元の、ピンク色の冊子の 2 ページからスライドの打ち出し原稿がございますので、スライドが映るまでそちらを使ってお話をさせていただきたいと思ひます。

最初に申し上げたいことは、ミスプリが 1 点ありまして、申しわけありませんがその訂正をしていただきたいのですが、95 ページで、障害者基本計画（第 4 次）と書いてあるのですが、これは「第 3 次」の誤りでございます。障害福祉計画という非常に似たものが実はございまして、そちらは 4 期です。そこの訂正をまず最初にお願ひします。

まず最初に 91 ページのところからお話をさせていただきたいのですが、私の役割としては、全体的な、権利条約批准と、それに関する障害者福祉の課題ということで全体的に話をしてほしいということでしたので、そのあたりで関係したところに触れていきたいと思ひます。多分次にお話しされる尾上さんのほうで、実際別の角度から突っ込んでいただけたらと思ひております。私のほうで若干、権利条約批准までの歩みのスライドというのをつくってみました。

権利条約に関しましては、実はご承知のことだと思ひのですが、2006 年に国連総会で成立しました。2007 年に日本政府は署名をしているということをご承知のことと思ひま

す。このたび批准ということですが、批准という意味が、とても重要な意味があり、いわゆる条約締結ということですが、その場合に、日本国憲法の規定で、条約を批准すると、国内法と同じかそれ以上の効力を持つことになります。

したがって批准というのは、結構重要な、大きな出来事だということ。その間、いろいろな動きがあったのですが、1つ特徴的なところだけをここにまとめておきました。多分批准をめぐってかなり本格的に動きが始まったのは、2009年からと思います。もちろんその前にも早期批准の議論はたくさんありましたが、正式には2009年の政権交代があり、障がい者制度改革推進会議というのが設置され、その翌年、2010年のことですが、意見書が出されておまして、この意見書はもちろん、批准に至るまでに何をすべきかという、そういう行程が示されているということですね。2次意見書のほうはもっと具体的に、今度はまず最初に国内法を整備するということが非常に重要な課題でしたから、多分障害者政策で一番大きな国内法は障害者基本法なので、その改正問題がそのとき大きな課題でした。

したがってその2次意見書というのは、基本法を改正するに当たって、どのようなことを、どのような観点で考えたらいいのかということ。意見書が作成されたら、こういう経過がございます。それを受けて、スライドで触れますが、障害者基本法の改正が2011年の8月に行われたということ。ちょうどそのころ、今度は障害者自立支援法の問題が、見直し、場合によっては法の廃止も含めて、新法をどうするのかという問題もあり、2011年の8月に、先ほどの制度改革推進会議のもとで総合福祉部会の骨格提言というものが出されました。この提言はかなり膨大なもので作成され、内容的には非常にいろんな課題、検討された課題が書かれています。

その後、障害者総合支援法、2012年国会で成立し、昨年4月から施行されました。これに関しましては、骨格提言はどのように反映したのかというのが、非常に大きな課題になっています。

その後ここに上げたような法律の改正とか、あるいは法の制定が行われまして、2013年6月に条約批准の準備が整ったと国のほうで判断しました。それともう一つは、第3次障害者基本計画が2013年9月に公表され、大体これで障害者権利条約の批准の条件は整ったと判断し、2013年12月に国会で条約批准を可決しました。今年の1月に国連で批准し、批准の1カ月後に発効しました。発効というのは国内で条約が効力を持つという意味で、2月に発効したのにはこのような歴史的な経過があります。

さて、内容ですが、権利条約は 50 条にわたり、ありとあらゆる角度について、解説書も、相当にあると思いますので、そちらに大きなところ、細かいところはお委ねいたしまして、むしろ本日はポイントだけを特別にテーマと関係するので取り上げておきたかったのが、第 1 条の目的というのが重要です。ここは障害をどう考えるかと、このところが非常に、従来の、あるいは国内法も考える上で非常に大きな影響を与えているということです。

ここに抜粋したところの訳は全部政府公定訳を使っています。つまり日本政府が公式に訳したものを使っています。ここを見ると、前段部分のところにいる障害の名前が書かれています、それは従来どおりのことかと思うのですが、その後の、後半ですね。「様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基盤として」という、このくだりです。

「障壁との相互作用」というのが、1 点目ポイントです。2 つ目は、「地の者との平等を基盤として」です。この 2 つの特徴が、従来障害をどう考えるかというところで、社会モデル、この社会モデルもいろんな立場で定義が変わるのですが、一般的に言われていることは、ここに書かれておりますように環境との相互作用とか、あるいはほかの一般市民と同じような条件とか、そういったところがかなり強調されているという点では、社会モデルという考え方で指摘してもいいのではないかと、こういう指摘をしている研究者も多いので、社会モデルという言葉を使いました。

いずれにしても、障害の社会モデルという考え方が、かなり色濃く出たというのが、まずはこの権利条約の特徴でして、後で触れる障害者基本法にも大きな影響を与えております。それはまた後で触れたいと思います。

それから 2 点目ですが、第 2 条というところを見ていきますと、幾つか定義、この条約の中でいろいろと考え方が出てくるのですが、その定義が記載されているところがございます。例えば一番最初に「意思疎通」、これは公定訳ですから、コミュニケーションのところを多分訳されたのだと思いますが、「『言語』として手話その他の形態」という、「言語」という用語を使われるわけです。このところで、さっき言ったインクルージョンという考え方でいうと、手話というのは、どちらかという、言語に仮に、音声言語に課題がある方々、いわゆる音声言語障害というか、あるいは聴覚に障害、課題のある方々に対しての、ある種のツールと理解してきました。手話は支援ツールのような位置づけで捉えている方々も多いと思うのですが、それを「言語」という、こういう表記をしま

すと、言語を、例えば修正したり変えたりしていくということや介入によって変えていくということをしていいのか、とか、いろいろ考えさせられるところも出てくる定義です。それから2点目は差別のことが記載されていますが、これの非常に重要なポイントは、「合理的配慮の否定も含む」という、この部分だと思います。従来差別は直接的な差別。僕は合理的配慮はどちらかという、間接的な差別というような意味合いで受けとめておりまして、結果的に差別が発生してしまった、と、こういう考え方に立つと、合理的配慮の否定も差別であると、こういうふうに考えていったのは、かなり大きな、従来の考え方の変更と思います。

「合理的配慮」に関しては、以下権利条約ではここに書かれているように、一読するとわかりにくいのですが、1つ言えることは、その障害というのでしょうか、そこの方々に合わせたさまざまな調整をする必要があると、こういうことです。それを怠ったときに、先ほど言った「合理的配慮の否定」でかつ差別になっていくということです。ただこれに関しては、この「過度の負担」という問題がもう一方であり、これをどう考えていくべきかも、また大きな課題の1つになっているわけです。

それから第2条です。4点目でございますが、「ユニバーサルデザイン」という用語が使われておりまして、日本の法律では、どちらかというともバリアフリーという言葉のほうが使われていて、実は「ユニバーサルデザイン」という用語は使われていません。障害福祉の法律をずっと見ていくと。その点でいうと、権利条約のほうは「ユニバーサルデザイン」ということで、基本的にはどの方もアクセシビリティが可能にすると、こういう思想性が色濃く出ていて、こういうのが特徴だと思います。

あと第19条でございますが、これが実は尾上さんのほうでもかなり触れていただけたかと思ひまして、私のほうは、実はこれ政府公定訳をちょっと示して、実は19条というのは、先ほど歴史的な経過でいいますと、先ほどの総合福祉部会骨格提言というのがありましたね。これ、1年半以上、確か審議をされたかと思うのですが、この19条はその中で結構大きな争点でした。この19条をどう理解し、どういうふうにして日本の国内で実際の推進をしていくのかというので、これも政府公定訳で記載しておきました。多分尾上さんは別の訳語を使っていると思います。興味深いところは、「特定の生活施設」とここに出てきますが、「生活様式」という用語が多分これまでの訳の流れだったと思うのですが、最終的な政府公定訳は「生活施設」という言葉に置きかわっています。これに関しましては、「生活施設」というのをどう受けとめるべきか。特に今課題になっている日本

の精神科病院のあり方なんかも、この問題に抵触するのかどうかと、そういった観点でいうと、この訳語もかなり重要な課題になってくるのではないかということでございます。これはまた後で触れられると思いますので、このぐらいにしておきます。

あと基本法に関してですが、基本法は改正法として出てきました。この前段に少しそのポイントを書いておりますが、以下、コロン以下のところは私の意見を加えておきました。「障害の定義の見直し」は、多分従来の法律よりも一步も二歩も踏み込んで社会的障壁という考え方が出され、先ほどの障害の社会モデルという考え方がかなり色濃く意識されている、日本の法律としては非常に大きな変更だったかと思います。

ただその後に、もう一步深められないだろうかと思えます。つまり「第一歩」と書いたのは、この定義からさらに本当の意味で環境とか社会的障壁とかを、もう少し具体的に検討する必要があるのではないかということで、一応第一歩では評価しますが、さらに深める必要があるのではないかということで書いておきました。

それから「地域社会との共生」という用語がよく出てくるのですが、実はこの「共生」という定義はどこにも法律上書かれていません。私が見る限りは、地域生活重視という文脈では読み取れるのですが、本来権利条約は権利を保証するという、そういうすごく強い主張が入っていますので、どう法律を読んでも、そこまでの強い主張は読み取りにくいと思えます。ただ、それは今後多分差別解消法とかその他で検討されるということで、以下差別の禁止は差別解消法で、とか書いておきました。

差別解消法ですが、これに関しましてはもう法律として成立しましたが、問題は、平成でいいますと、平成 28 年の 4 月から本格施行です。あと 1 年半であります。ただ、実はこの法律を読んでも、正直言いまして、具体的に何をしなければいけないかというのが、いまひとつわからないところがあります。これが 1 番目に書いたことです。要するに差別を解消するための趣旨、先ほどの合理的配慮の否定も差別ですが、それが具体的に何を指しているのかの指針、つまり、ガイドラインの策定が、もう本当に待ったなしと思っています。あと施行まで、1 年半ですが、実質的には、本当にかなり早急に示さないと国内も混乱するのではないかと考えています。これに関しては、内閣府に障害者政策委員会というのが設置されており、そこで審議検討されているという話は聞いていますが、どのぐらい具体的に踏み込んだ指針が出るのかというのが、最終的には都道府県、市町村が、一番最前線に立たされるので、非常に大きな課題だと思っています。

それからもちろん差別解消のための措置とかいろいろありますが、非常に興味を引くの



は、障害者差別解消の地域協議会というものを設置する点です。具体的にどのようなものが設置され、有効性はどのくらいあるのかというのが、多分これから問われてくるころだと思います。

その他の法改正はちょっと簡単に触れさせていただきますと、精神保健福祉法の保護者規定というのが、非常に長年権利条約批准でもネックになっていたもので、これを廃止することになりました。それから障害者雇用促進法は、基本的には障害者差別解消法の具体的な場面で、一番大きな課題が発生しやすいのは、雇用の場ということで、これは差別解消法とほぼ同じところを、合理的配慮が否定される場合はどういう場合か、差別はどういう場合なのか、ということ、これから詰めていって、差別解消法と全く同じですが、28年の4月に本格施行とこうなっていくわけです。

最後に、権利条約のモニタリングという問題が非常に大きな課題になってくると思います。それで、モニタリングはもちろん、障害者政策委員会のほうでどのくらい行うかという課題も潜んでいますが、モニタリングというのは、やはりチェックしたり点検したりする必要がありますので、具体的には第3次障害者基本計画は国から公表されています。それを具体的に権利条約のモニタリングにどう使っていくのかということが問われてくると思います。もう15分たってしまいましたので、全体的な概括をということでお話をしました。どうぞご清聴ありがとうございました。

**白澤** 小澤さん、どうもありがとうございました。今回の障害者権利条約の概要と、それが日本の中で今どのように対応しているのかということについてお話をいただきました。

それでは続きまして、お2人目でございますが、D P I 日本会議副議長の尾上浩二さんから、先ほども申しましたように、当事者の立場からこのことにどのようにかかわりを持ち、どういう課題を今持っているのかということについてお話をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**尾上** ご紹介をいただきましたD P I、障害者インターナショナルの頭文字で、障害者運動の国際組織ですが、そちらの日本会議の副議長をしております尾上と申します。よろしく願いします。

私の話の概要は、97 ページから掲載しておりますので、そちらを見ていただければと思います。

私はこの6月まで、D P I 日本会議の事務局長をしていました。この障害者権利条約の

策定から批准に至るまでの一連の制度改革に、障害当事者としてかかわってきました。D P I 日本会議とは、北は北海道から南は沖縄まで、全国 87 の障害当事者団体の連合体組織ということで、そちらの立場からお話をさせていただきます。

改めてこの障害者権利条約の批准に至るまでの関わりを考えますと、私自身が脳性麻痺という障害を持って生まれ育ってきたということが原点にあるわけです。小学校のとき、障害のある子どもだけが集まった養護学校に入学し、その後肢体不自由児施設にいました。その中でいろんな体験というか、今から思えば、なぜこんなことが？と理不尽に感じざるを得ない経験をしました。中学校から地域の学校へ行ったのですが、その後、今コーディネーターをされている白澤先生や小澤先生がおられた、大阪市立大学の学生になりました。学生時代に障害者運動に出会って以降、三十数年間こんなことをやっている、こんなことしかやっていないと言うべきでしょうかね。2004 年から D P I 日本会議の事務局長として、また、全国的な主要障害者団体で構成する日本障害フォーラム＝ J D F の権利条約小委員長として、この問題にかかわらせていただきました。

特に私自身、その障害を持って生まれ育ってきたということとの兼ね合いで言いますと、権利条約の中核的な概念の 1 つに、合理的配慮の提供をしないことは差別に当たる。差別の中には、合理的配慮の不提供も含まれるという定義があります。

合理的配慮という言葉が自分の子ども時代にあればなあと、つくづく思う体験があります。小学校は障害児の施設にいまして、そこの一部のスタッフが、できるだけ地域の学校に戻したいという方針でした。1970 年代当初ですから、かなり先進的だったかなと思うのですが、その彼らの応援があって、地域の学校に行こうとしたんですね。ただ、40 年以上前ですからね、何とか松葉杖で歩けたんですけども、かなり入るのに苦労しました。2 回ほど話し合いを持って、やっと認められたんですが、そのときに言われたのが、「普通学校に入った限りは特別扱いしませんよ」という言葉です。きょう考えていただきたいのは、この「特別扱いしない」というのはどういうことなのかということですね。権利条約では、「他の者との平等」という言葉が繰り返し、36 回出てきます。障害のない人と差別なくと平等に扱うというのが権利条約の考え方。合理的配慮をして初めて平等だという考え方なんです。でも、合理的配慮という考え方がなかったらどうなるかということ、特別扱いしないというのは、学校は何もしませんよという話になりまして、私の母親に対して念書を書くことが求められました。

念書「その 1、階段の手すりなど設備は求めません。その 2、先生の手はかりません。

その3、周りの生徒の手はかりません。」—この3つを約束するんだったら入れてあげましよう、そういうふうに言われました。

書かないと入れてもらえないので、書いて何とか入ったんですね。いろいろ苦勞しましたが、家のすぐ近くに同じ世代の子どもがいる、きょうのテーマはソーシャルインクルージョンですが、インクルーシブな教育、障害の有無によって分け隔てのない教育の重要性を、我が身をもって体験しました。もしその当時障害者権利条約や差別解消法があったら、もう少し学校といろんな話し合いができただろうと思います。世界中の障害者が同様な実体験をしてきたからこそ、障害者権利条約を求め、そしてそれぞれの国において条約の批准を求めてきている。この権利条約の背景には障害者の歴史と経験があるということを知っていただければと、思う次第です。

去年の12月の国会で権利条約の批准が承認されたのですが、4枚目のスライドはその際の意見陳述の写真です。何人かの民間人が呼ばれて、参考人質疑をしていただいて、その結果、権利条約の批准承認となった。ことしの1月20日に批准国入りし、2月19日から発効しています。141番目の批准ということで、ある意味で時間はかかりましたが、それだけの時間をかけた価値ある批准だと、私たちは考えています。

権利条約の意義に関しましては、先ほどの小澤先生のお話とほぼ重なるので、キーワード的に幾つか紹介いたします。

権利条約では大きく、パラダイムシフト、すなわち、大きな枠組みの変更を求めています。その一つは、「保護の客体から権利の主体への転換」です。もう一つは、「障害の医学モデルから社会モデルへの転換」です。この2つがやはりキーコンセプトになっていると思います。実質的な機会の平等、均等ということがメルクマールになりますので、「他の者との平等」、障害のない人との平等というのが重要なポイントになります。「合理的配慮」は、権利条約で示された新しい概念であります。

次に、障害者権利条約の一般原則を紹介します。これも時間の関係がありますので、キーワード的に紹介します。「固有の尊厳や自立・自己決定の尊重」、「非差別」。「社会への完全参加とインクルージョン」、まさにきょうのテーマですね。そして先ほど水島先生がインテグレーションかインクルージョンかと言っておられましたが、それに関連した原則が、「差異の尊重」なんです。差異と多様性の尊重が、権利条約の基本なんです。障害のない人がつくった社会が素晴らしい社会だからそこに入れてくれという話ではなくて、障害のある者を排除してきたそういう社会そのものをつくり変えようではないか。いろんな



差異や多様性を含み込んだしなやかな社会をつくろうではないかというのが、権利条約が目指している社会だということでもあります。

次に、政府の報告書、『障害者白書』というものが毎年出されるんですが、ことしの6月にまとまったばかりの2014年版の障害者白書を資料としてお持ちしました(107ページ)。私は障害者運動を学生時代から続けていますので、経歴は長いのですが、政府の『障害者白書』にこういうことが書かれる時代になってきたんだなあと思ったのが今回の白書であります。「私たちのことを私たち抜きに決めないで」「Nothing about us without us」、これは世界中の障害者が権利条約をつくる段階で使ったスローガンなんですが、まさにこの精神のもとに日本の障害者権利条約の批准のプロセスを進めてまいりましたと、障害者白書に書かれているわけなんです。

要は、「Nothing about us without us」の精神から、締結の前に国内法整備を求めた。国内法を整備せずに批准するだけだったら、2009年にできたわけですよ。でも、差別解消法やそういったものをちゃんとつくった上で批准してほしいという当事者団体の意向も踏まえてやってきましょというのが白書に書かれている。

15枚目のスライドに批准までの経過をまとめています。2002年の第1回国連の権利条約の特別委員会から以降、ずっと日本の障害者団体は、代表団顧問に東俊裕弁護士に入ってもらおうようにしたり、毎回傍聴団を派遣したりしました。この条約作成から批准に至るまで、損保ジャパンを初め、助成財団からのご支援があったればこそ、たくさんの仲間を送り、そのときの通訳を確保していただくこともできたし、そしてことし1月に晴れて批准にまで至ったのではないかと思います。この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

批准までの道筋を今お話ししましたが、次に今後の課題を、お話ししたいと思います。先ほど小澤先生のほうからもお話があったとおり、権利条約は50条の条文で構成されており、社会全体のことがふれられているので、限られた時間で言い尽くせるわけではないのですが、特に喫緊の課題というべきものを17枚目以降のスライドに幾つか上げました。

1つは差別禁止、そのために差別解消法の施行に向けた準備があります。先ほど差別解消のための地域協議会で、本当にそれだけで大丈夫なんだろうかということを小澤先生がおっしゃいましたけれども、それをしっかりと充実させると同時に、やはり救済の仕組みをしっかりと創設していく必要があるかなと思います。

そして2つ目が、権利条約 19 条との関係で、地域での自立生活やインクルージョン、脱施設・脱病院と介護保障や地域での住まいということです。特にここでいう地域での住まいや働くということで、ここの脱施設や脱病院の1つの例で最近よく言われるのはイタリアですね。イタリアは精神科病院を解体し、例えば社会的協同組合という形で精神の人たちの働く場を社会が全体となってつくり上げたりしていった。そういったインクルージョンの取り組みをしてきたということです。

そして3つ目が、アクセシビリティということで、交通・建物のバリアフリーや情報のアクセス。きょうも、要約筆記をやっていただいていますけれども、字幕や手話や、あるいは点字、そういったさまざまな情報保障の多様性、コミュニケーション手段の多様性といったことを踏まえたアクセシビリティということですね。

そして4つ目が、法の前での平等ということで、これは権利条約の第 12 条にかかわる部分なんです。日本では、すぐに代理決定に行ってしまうがちなんですが、そうではなくて、代理決定中心ではなくて、支援つきの自己決定に変えなさいというのが権利条約の要請で、ぎりぎり最後のラストリゾートとして成年後見があるというのが権利条約のつくり方だと思うんですね。そうすると、支援つき自己決定、意思決定支援の制度が余りにもない現状が課題として浮かび上がってまいります。

そして5番目がインクルーシブ教育で、去年の秋から、ようやく「これこれの障害を持っている人は特別支援学校に行きなさい」という機械的な振り分けの仕組みから「総合的判断」というふうに一応変わりました。しかし、まだまだ障害のある子とない子が一緒に学ぶ、あるいはそのための合理的配慮ということについては、これからの大きな課題であります。

次に、労働です。労働は、教育と並んで合理的配慮を問われることが多い分野です。、雇用に関する差別禁止については障害者雇用促進法で扱い、民間事業者も法的義務づけとなっています。

あわせて、権利条約で求められるのは、単に障害者雇用率を守りましたよという量だけではなくて、質的な部分も含まれます。さらに日本では、一般雇用による障害者と福祉的就労との間に、すごい縦割りがありますが、連携や、社会的事業所、賃金補てんという仕組み等が検討・導入されなければなりません。先ほどオランダの働き方に学ぶという話がありましたが、そういった多様な働き方を日本でどう確保していくのかということとも関係する問題です。

そして最後に、権利条約のモニタリングがあります。これは権利条約 33 条に国内モニタリングという条文があります。こういう国内モニタリングの仕組みまで、規定している人権条約は、実は障害者権利条約だけなんですね。モニタリングが重視されていることが伺われます。障害当事者が参画した国内モニタリングを規定しているわけです。このモニタリングを、日本では、障害者政策委員会が担うこととなります。ようやくこの9月1日に、第2期の障害者政策委員会が決まったところです。これから差別解消法の基本方針の議論の後、2年以内に政府の1回目の報告に向けた議論があるので、それに対するチェック、モニタリングの仕事が早速入ってきます。

権利条約を批准し、確かに1つのゴールを達成したという意味で、ことしは「権利条約批准元年」として、祝うべき年です。同時に、元年であるということは、今後の計を立てなければいけない。「権利条約の完全実施」という新しい目標のスタートを切っていきたいと思っています。

最後に、きょうのテーマにかかわって、小澤先生にも参加していただいたこの障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会骨格提言の最後の文章を少し紹介してまとめにかえたいと思います。2011年8月に総合福祉部会の骨格提言というものをまとめました。私は、その部会三役の1人として、この文章と一緒につくらせていただいたのですが、その中の「おわりに」という文章に、「ある社会がその構成員の幾らかの人々を閉め出すような場合それは弱くもろい社会」と記しました。実はこれ、私たち部会のオリジナルではないんです。国連が1979年に発表した国際障害者年に関する文書の一部なんですね。でも、残念ながら、1979年のこの文章は、いまだに古びていない。やはりまだまだエクスクルーシブな状態にあると思うんです。権利条約の目指すインクルーシブな共生社会というのは、障害者だけがインクルーシブされるというよりは、いろいろな、多様な人々が、全て包含されるようなインクルーシブ社会、その突破口であってほしいということが、私たちの願いであります。

きょう、会場に来るまでにツイッターで連絡をもらったんです。きょうの夜、NHKで認知症のテレビ番組があって、そのテーマが、「私たちを抜きに私たちのことを決めないで」ということなんですね。ああ、権利条約のこの「Nothing about us without us」というのは、障害者運動発かもわからないけど、いろんな分野に広がりつつあるんだなと、すごくうれしい思いを持ってそのツイッターを読んでいました。そういう意味で、ぜひこ

のシンポジウムが、その障害者分野のみならず、いろんな、社会全体のより豊かな、多様性を認め合うようなインクルーシブな社会をどうつくっていくか、その取っかかりになっ  
ていけばいいなと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

**白澤** 尾上さん、ありがとうございました。尾上さんは、障害者権利条約批准後の完全実施に向けて、最後に7つの課題があるということをお話いただきました。さまざまな形で進めていかなければならない問題が多いというのが実感でございますが、そうした中で、とりわけ労働や就労は大変大きな意味を持っていると思います。尾上さんの中にも一つ、労働領域をどういうふうに量的・質的に確保していくかが大変大事だというご提案もいただきました。

それにあわせて、ただいまより、炭谷茂さんから、ソーシャルファームという形でいろんな活動を展開していることを含めて、日本で障害者雇用をどうしていったらいいのか、就労をどうしていったらいいのかというお話をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

**炭谷** 炭谷と申します。きょうはこのような機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。私のほうは、資料集 111 ページにきょうお話ししようと思うポイントを書いてありますので、それを見ながらお聞きいただければ大変ありがたいと思います。

これまでのお話にもございましたように、私は1に書きましたけれども、障害者の方々はまだまだ社会からの排除・孤立という問題が解決されていないというのが前提だと思えます。いろいろな問題があるというのが、いろんな場面で承知しております。そしてそれをどういうふうにして解決したらいいか。私は、これは、具体的な行為や事業で社会とのつながりを求めることが最も効果的だろうと考えております。単に、社会的な教育や啓発活動だけでは「百年河清」ではないのかなと。それでは具体的なものは何なのか。これは、これまでの話にもありましたように、働くということ、学ぶということ、一緒に遊ぶということ、一緒に生活をするということ、そのようなことが人と人との結びつきをつける。これが社会からの排除・孤立をなくすのではないのかと考えているわけでございます。

ちょうどことしの6月、障害者対策の仕事でベルリンに行きました。そのときあらかじめお願いしておいたのですが、ベルリンのソーシャルファームが経営しております、ソーシャルファームの話はまた後でしますが、グランツファルホテルというところに泊まりました。5日間泊まったのですが、そこは37人が働いておりますけれども、31名が重度の障害者のホテルでございました。しかし、私どもはあらかじめこれは障害者が経営してい

るホテルだということを知って行きましたけれども、実際に行ってみると誰もわからない。そういうふうを意識しないとわからない。マネージャーに聞いても、75%の人は、ここがこのように障害者が経営しているホテルだとは知らないで泊まっている。

それではなぜ経営が成り立っているのかといえば、ドイツの場合は、消費税が19%、大変高いんですね。しかしこのようなソーシャルファームが経営しているホテルは、7%。12%の差がある。それでこのホテルはちょっと安いなということで、多くの人泊まりにきている。そういうホテルでございます。ごく自然に、つまり言いたいのは、そのグランツファルホテルというのは、ベルリンにたくさんホテルがありますけれども、その中の1つとして存在している。まさにごく自然に存在している。ベルリンを含めて、ドイツの障害者対策と日本の障害者対策との落差、先ほどから出ていますけれども、その差というものを、実態をもって、実感をもって感じたわけでございます。

そこできょうは、仕事というものの、社会からの排除・孤立をなくすための仕事ということに焦点を当ててお話しさせていただきたいと思います。言うまでもありませんが、日本の障害者の就労状況ははかばかしくありません。ちょっと古いのですが、厚生労働省の調べた調査ですと、精神障害者は特にはかばかしくなく、17%の人しか働いていないという状態でございます。これが私は、社会的な排除・孤立を一層促進しているのではないかと思っております。

それではどうしたらいいのか。もちろん一般雇用、民間企業も頑張っていたいただかなければいけないという意味では、現在民間企業は、2.0%の障害者雇用率が法律で義務づけられております。しかし残念なことに、1.7%しか行かない。私ども済生会是世界最大の非営利の医療と福祉をやっている団体、組織でございますが、5万4,000人の職員を雇っています。私が来たときは、当時は障害者雇用率1.8%でございました。そこで済生会の雇用率は幾らかと聞いてみたら、1.81%しかない。いや、こんなのは情けないなあ。もっと頑張ってくれということを示したら、病院の方々は、働いてもらうところがないんですけど、という話でしたが、やればできるんですね。現在は2.4%になっております。5万4,000人の企業などの中ではずっと上のほうに位置しているだろうと思います。やればできるんですけども、一般の企業はなかなか進みません。

そこで、4ですが、障害者自立支援法に基づくいろんな施設の問題がある。私はこの施設というのも、もっともっと必要だろうと思います。しかし残念ながら予算の関係上、なかなか定員が応じられない。また、勤務しても、1万円行くか行かないかという事態。も



っと頑張ってもらふ必要があるのではないかと考えております。

その象徴的な例が、イギリスの「レンプロイ」ですね、1946年に設立されました。世界のモデルとしてうたわれた「レンプロイ」の障害者の福祉工場は、昨年11月をもって閉鎖になりました。全て消えました。最盛期は1万人以上そこで働いて、100近くの副工場があったともいいます。

これはなぜ潰れたか。いろんな人が評価をしていますが、私は、「レンプロイ」は、イギリスの障害者から嫌われ始めたということだと思います。あそこは、いわば上から目線というか、そういうような、いわば障害者が自発的に働くような体制にはなっていなかった。障害者が徐々に離れていってしまったために、これが廃止になったというふうに言うことが主力であると聞いております。

これと反対に、私自身経営に携わっております「太陽の家」ですね。「太陽の家」のオムロン工場、2年前にできましたが、ぜひご見学いただいたらありがたいと思うのですが、そこは半分が障害者の方、半分が健常者で働いている。施設長も車椅子の方でございます。そして自分たちで製品開発を行う。そしてオムロンですから、オムロン工場は、オムロンの製品は全て輸出品ですね。だから品質検査が大変厳しい。品質が少しでも問題があれば全て返品になる。自分たちで製品を開発し、輸出まで考える。ものすごく生きがいをもって、全員働いていらっしゃる。どの人が障害者なのかは、全くわかりません。そのように、みんな生き生きとして働いているのが「太陽の家」のオムロン工場だと思っております。

そこで、きょうは残りの時間、このソーシャルファームというものについてお話ししたいと思います。ソーシャルファームというのは、いわば企業と障害者自立支援法の公的な施設との中間を埋めようというものでございます。この二つでは十分に障害者の働く場所が確保できない。決してソーシャルファームが全てというわけではありません。よく誤解されるのですが、そうではないんですね。ソーシャルファームは、障害者にはいろいろな人がいらっしゃるから、その多様なものに応じるものです。社会的な目的を有している。そしてビジネス的な手法でやりたい。そして、他の一般の従業者と同一な労働条件で働く。できれば地域住民の方が一緒になって参加する。それによってソーシャルインクルージョンの目的が果たせるのだろうと考えております。

これは先ほど尾上さんがおっしゃっておられたイタリアで発展をしました。イタリアの、特に精神障害者が病院から地域社会で生活をするためには、やはり働くということが条件

です。そのために、社会的協同組合という形でまずスタートをしました。この形が、イタリアの全土に広がりました。さらにドイツ。きょうお話しがあったオランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、それからイギリス、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、それからポーランド、フランス、ギリシャ、ほとんどヨーロッパ全体に広がってまいりました。

私自身がこれに着目したのは数年前ですが、毎年1回ヨーロッパの人を呼んで、お話しをお聞きしてまいりました。去年とことしは、私どもが直接出かけて向こうと話し合いをしました。去年はイギリス、ことしはドイツと話し合いを進めてまいりました。いずれもソーシャルファーム、ヨーロッパの社会に完全に位置づいているなあということを実感をもって感じました。数年前に始めたときは、1万社あると聞きましたが、現在はもっとたくさんになっている。正確な統計がありませんのでわかりませんが、その倍はもう既にできているのではないかなと思います。

きょうは時間の関係で詳しくお話しできませんが、ロンドンでは「バイクワークス」、これは中古自転車の修理・販売をやっている。イギリスの「ブリストルトゲザー」、ブリストルという工業都市で、古家を修理し、それを転売する。それからベルリン、これはことしの6月に行きましたが、「インテグラ」、これは障害者の方々が、パーティ用品のレンタル事業。もう、行ってびっくりしましたね。ちょっとした小学校と同じぐらいの工場です。そして近代的な設備。トラックも、私どもが見た感じではもう10台ぐらい並んでいましたね。ベルリンには20の同種の民間企業があるそうですが、そういう民間企業と十分戦っているという話でございました。

それで7ですが、日本でも何とかこのソーシャルファームをつくりたいということで、5年前にソーシャルファームジャパンという組織を立ち上げました。平成20年の12月のことですが、何とか日本にも2,000社必要だろうと。当時はヨーロッパに1万社、人口の割合にすれば5分の1、ちょうど2,000社ということで、市町村に1カ所ぐらいずつつくっていかうという形で行動を開始しました。残念ながら、なかなかそこまではすぐに伸びませんが、段々ふえてまいりました。100社程度はできたのではないかなと思います。ことしの6月には、フランスから「ジャルダン」というソーシャルファームを招いて、「共働学舎」という、ソーシャルファームの先駆けですが、そこで第1回のソーシャルファームジャパンのサミットを開かせていただきました。来年は、ここに書いた大津市の「ガンバカンパニー」、ここではクッキーを障害者の方々がつくって、日本の一流のデパートで販売し、現在年間2億円程度になっていると聞いております。



そもそもこのようなソーシャルファームは、障害者だけではなくて、刑余者、引きこもりの若者、高齢者などが、社会からの孤立や排除されているのを防いでいこうということを目的にしております。法務省が大変熱心に取り組んで、既に予算化をして進めておりますが、ソーシャルファームというのはこれからの日本のいわば社会構造、経済構造において、1つの役割として育てていきたいと思ってやっております。

しかし残念ながら、私どもの力ではそうは進みませんので、きょうご参加の皆様方のご協力やご支援をいただければありがたいと思っております。どうもご清聴ありがとうございました。

**白澤** どうも炭谷さん、ありがとうございました。先ほどの議論を踏まえて、就労・雇用というものをどうしていくのかということで、第3の職場として、従来的一般企業の法的雇用率をどうするのかということや、障害者自立支援法の中の就労議論を越えて、ソーシャルファームというものを日本の中にどう位置づけていくべきかというお話をいただきました。

以上、3名のパネリストの皆さんからお話を伺ったわけですが、以上のようなことを受けて、水島さんから、日本の今の動向に関して、少しご意見を頂戴する時間をとりたいと思います。

では、水島さん、短い時間でございますが、よろしくお願いいいたします

**水島** 3名のパネリストの皆さんから、大変力のこもった、充実したご報告をいただきまして、ありがとうございました。大変教えられるところがありました。私自身はコメントができる立場かどうかわかりませんが、自分の勉強していることと絡み合わせながら、コメントさせていただければと思います。

まず、小澤さんの、障害者権利条約をめぐる動き。コンパクトにまとめていただいて、私のような者にもわかりやすく説明していただいてありがとうございました。その中で、特に社会モデルの採用が大きかったということは、かなり重要な点かと思えます。いわゆる物理的な医学的モデルではなくて、具体的なさまざまな障壁との関係でつくり出される障害こそが、障害なのだということですね。

このような話を聞きますと、私などは、ヨーロッパにおける社会的排除・社会的孤立をめぐる議論の蓄積を感じるころです。ヨーロッパにおきましては、1970年代、特にフランスが出発点になるのですが、「社会的排除」という概念が出されます。すなわち排除というのは、それまでの貧困とは異なる、むしろその個人、あるいはマイノリティの置か

れた社会的関係から考えるものです。つまり、具体的に特定の人々の所得が低いなどということにとどまらず、その人々が、例えば具体的な雇用の場、地域、それ以外の社会関係の中で排除されてしまっていることを、問題としてとらえるのです。関係の中からの排除が構造化していることが問題であって、単に所得分配を行って、貧困解消をするということが問題解決ではないという考えを提示します。この考え方がEUレベルにまで90年代以降拡大していき、現在ではむしろ社会的排除との戦い、ソーシャルインクルージョンこそが重要であるというのがヨーロッパの議論の主流です。そのため、狭い意味の福祉政策のみならず、住宅政策・教育政策・コミュニティ政策など、多岐にわたる分野に関わるのがソーシャルインクルージョンということになります。

それから尾上さんの、具体的な実践を踏まえたご報告も大変勇気づけられました。その中で特に「Nothing about us, without us」、先ほど私もちらっと述べた言葉ではありますが、これがやはりキーワードになるだろうと。そしてむしろそれが、障害者のみならず、さまざまなカテゴリーの人々が積極的に使うことによって現状を変えていく力になるというのは、まさにそのとおりであります。先ほど外国人移民等の話で、その言葉を持ち出したわけなんですけど、例えば、あの理想の国スイスと呼ばれる、民主主義を実現したと言われるスイスにおいては、直接民主主義を積極的に活用する形で、例えば社会保障給付の不正受給を行った外国人は自動的に国外退去させるという憲法改正が、国民投票によって成立したわけですね。しかも賛成が50%ぎりぎりだったわけなんですけど、当然ながらその投票権者は国民のみです。しかしスイスは実は、今住民の4分の1が外国人です。比較的軽いと思われるような犯罪であっても、スイス生まれの外国人をも国外退去させることができるという極めて厳しい政策が、まさに理想の直接民主主義の国スイスにおいて、国民の投票において行われたわけなんです。これを考えると、むしろデモクラシーか否か、ということはもちろんあるんですけど、しかしその質、どのようなデモクラシーか、「Nothing about us without us」を踏まえたデモクラシーなのかどうなのかということが問われなければならないということも、やはり私は強く感じるところです。多数者が、自分たちの間でデモクラシーを実践すると言ったところで、それは内輪のデモクラシーにすぎませんし、マイノリティにとっては、極めて厳しいものであると思うわけですね。

それから最後に炭谷さんの具体的な、ソーシャルファームの実践を踏まえたお話も、オランダの例などもあり、興味深いところでありました。特に障害者の雇用等を具体的にどう担保していくか。単なる雇用率ではなく、障害者の方々も健常者とともに就労できる、

そのような場がふえていくこと自体は、非常に素晴らしいことです。他方では、なかなかやはり日本では難しいところもあるというお話もあり、一体それはなぜだろうかと思うわけでありませぬ。もちろん、日本の考え方が遅れているという言い方もできるわけですが、特に私が気になるのは、日本社会における同調性というか、同調圧力とでもいうべきものです。例えば日本では、最近でも「KY」といわれる言葉があつて、その場の空気が読めないとやはり排除されてしまう。具体的な人間関係の中で、きちんと対応できないと、それが排除の理由になってしまいます。精神障害者の場合、そのような点で、当意即妙の応対というのは難しいことであり、それで職場の見えない空気から排除されてしまうこともあり、なかなか障害者を受け入れていこうという動きが広がらないように、私には思えることもあります。そういった日本社会の持つ問題点というものが浮き彫りになってくるというような思いが、私はいたしました。

やはり、その点では、主流派社会こそが変わらなければいけない。インテグレーションではなく、インテグレーションが必要ではないか。そのような思いを持ってお三方の報告を伺ったところですよ。それでは以上で終わらせていただきます。

**白澤** どうもありがとうございました。以上できょうの前半部分を終わるわけですが、今お話をいただいたのは、社会モデルというような形を日本の中にどう形成するのかというのが非常に大事なことであるけれども、なかなかこの道筋が難しい。そういう意味では、その道筋の議論は、先ほどのソーシャルファームも1つの道筋なのだろうと思うのですが、きょうは残りの後半の時間は、私たちはどうこの社会モデル、要するに主流社会をどう変えていくか、そういうことについて議論を深めていきたいと思ひます。

それでは今から15分間休憩時間をとらせていただきます。事務局からは質問等についての説明があるかと思ひますが、休憩時間に入らせていただきます。どうもご苦労さまでございました。

#### — 休 憩 —

**白澤** それでは後半でござひますが、たくさんのご質問をお受けいたしてあります。ということで、全ての質問に答えていただけるだけの時間があるか、大変心配をしてあります。それでは、いただいた質問全てにお答えできない場合は、ご容赦いただきたいということで、できるだけ多くの質問にお答えいただくために、コンパクトにお答えいただき

たいと、こう思います。

まず前半水島さんからお話しいただきましたので、それに対する質問も何点か出ておりますので、水島さんからまずお願いしたいと思うのですが、オランダを含めて、ヨーロッパのポピュリズムの根底に、きょうはコミュニケーションとかそういう議論がございましたが、宗教とか人種差別意識が存在しているのかどうか。それとも、従来の枠組みと異なるような構造ができ上がってきているのか。その1点、お答えいただきたいということです。

2点目は、水島さんの話は、高齢者やワークシェアリングの話でもあったわけですが、障害者が排除されない生活について、障害者のインクルージョンやエクスクルージョンについて、ヨーロッパの状況について、あるいはオランダの状況について、わかれば、少しご説明いただきたいというのが2点目でございます。

3点目は、外国人をどのように日本の中で受け入れていったらいいのか。日本の状況というのはまたヨーロッパとは違う状況にあるわけですが、外国人をどのように受け入れるか、大変難しい問題だけれども、どのようにお考えになっておられるかというのをお聞きしたい。

4点目ですが、シンポジウムの最後にコメントをいただいたスイスの不正受給の例というのがございますが、そういう不公平は許さないという精神が、ヨーロッパには根づいているというふうに質問者はおっしゃっているわけですが、そういう意味で、そのあたりについてどのように水島さんは捉えられているかということについてご意見をいただきたいと。

大変難解な質問ですが、この4点についてまず、コンパクトにお答えいただければ大変ありがたいと思います。いかがでしょうか。

**水島** 多数のご質問、ありがとうございました。最初の、ヨーロッパにおける「排除」の背景に宗教や人種差別意識がやはりあるのではないかという質問でございますが、もちろんそれは、一般的にいえばあるということになるのでしょうか。ただしかし、そのあり方は、大きくやはり時代によって変わってくるのであって、何か本質的に反イスラムがヨーロッパ人に根づいているということはないと思います。

例えば今から50年前以上であれば、プロテスタント系の西欧諸国で、マイノリティであるカトリックに対する差別というものもやはり厳然としてあり、カトリックは出世しにくいなどという隠然としたものはあったわけですが、しかしこれは戦後のソーシャルミッ

クスの中で、もう今やほとんどないわけでありませう。差別は、構造化されているように見えて、移ろいやすいものです。

イスラム系の移民に関しても、50年代60年代に多数入ってきたときに、彼らはイスラム教徒だから問題だということは、ほとんど語られていない。誰も気にしていない。むしろイスラムという表象さえなされずに、アラブ系の人々が入ってきたと見られるのみで、実際国際政治においても、当時はアラブ民族主義が盛んだった時代なわけですね。

ところがイスラムが明確に表に出てきたのは80年代以降です。みすず書房に『ヴェールの政治学』という大変興味深い本がありますが、近年イスラムが、ヨーロッパ的な価値と相入れないものとして急浮上していること、まさにイスラムをたたくことが、ヨーロッパ的価値を守ることの代名詞とされてきたということが指摘されています。そのような歴史を見てみると、何か本質的な反イスラムがあるというよりは、むしろそれぞれの状況の中で明確なターゲットというものが変わっていき、現在はイスラムが、特にその文化的・社会的様式が、ヨーロッパの社会変化の中でクローズアップされているということです。ですから、民族や人種の違い、あるいはその差別意識というものは、目の前で見ると、非常にそれが燃え盛って見えるんですが、ちょっと時代を前にずらすと、もう影も形もなかったりする。そういう意味では相対的なものだということを私たちはやはり知っておくべきだと、私は思っています。

それから、オランダにおいても障害者は排除されているのかという、これも重要な質問なのですが、オランダにおいては障害者はむしろ、積極的な包摂の対象になっているのが現状であります。ちょうど炭谷さんも、いろいろオランダの例などもごらんになっているそうですが、ソーシャルファームもオランダには数多くありますし、むしろオランダは市民社会レベルの活動が大変盛んですので、その中でさまざまな、クリエイティブな、イニシアチブがあり、農業部門、工業部門、商業部門、さまざまなセクターで障害者が受け入れられています。

さらに、これはちょっと学問的な議論からはみ出た話かもしれませんが、障害者に対する社会的な受け入れも、かなり幅が広いというか、懐が広いというのが、私が留学したときの印象です。例えば、道を歩いていて「おい、ちょっと君」と呼ばれて、何かと思って振り向くと、車椅子に乗った人を車から出そうとして困っている人が、「ちょっと君、助けてくれよ」と言っているんですね。で、「はいはい」と言って一緒におろすというわけですが、これが全然珍しくない。電車とかバスでも、向こうのベビーカーというのはで

かいので、なかなかこれもおろすのは苦勞するんですが、そのとき周りの人はぱっと手を貸す。これも当たり前です。日本で、「おい、君、ちょっと車椅子を出すのを手伝ってくれ」と、いきなり見知らぬ人から呼ばれたことは私は四十数年生きていて、ただの一度もありません。それだけ当たり前のように行われていること自体が、オランダの障害者をめぐるさまざまな受け入れ方、政策の背景にあることは、否定できません。これらはあくまでもアカデミックなものでなく、感覚的な印象ではありますが。

それから、国際情勢の中で特に外国人をどう考えるか。フロアーからの質問で、今、中国がさまざまな問題を起こしているのではないか、というご指摘があったんですが、中国政府の政策と中国人というのは、やはり分けて考えることが望ましいと思います。中国人を受け入れることと中国政府を受け入れることはレベルが違うし、実際には、東アジアにいる中国系の人々の中で、中国政府のもとにある人は、すべてではない。かつてアメリカにおいて日本人が第2次世界大戦中に強制収容されたときのことを考えると、やはりそのときの政府の政策と、エスニックマイノリティとは、対応や発想を分けて考えるべきではないかと、私は考えているところであります。

またスイスの国外追放の事例。これは不正は許さないという西欧的な考えの結果ではないかというご質問ですが、ある意味では実はそのとおりなんですね。不正は許さない。不正はきちんと罰するという西欧的な正しさの概念から来るものかもしれません。ただし、西欧にはバランス感覚という意味での正義感覚も本来はあったはずで、社会保障給付の不正受給に対して、国外追放を自動的に行うというのは、それは不正を行った外国人だから当然だと思うかもしれませんが、例えば同じような不正給付を行った自国民に対する制裁と、著しく均衡を逸するものであってはならない。これはどの国も本来の、文明国の法律であれば当たり前のことなんですが、どうもその部分のバランスをかなり崩した印象がやはりある。その点では、外国人をねらい撃ちにするということは、やはり問題をはらむだろうと思います。外国人による犯罪を許容するという意味ではもちろんありませんが、そのような、法体系全体としてのバランスを保ちながら、正義というものを何とか実現しようというのが、やはり法治国家のあり方だというのが、私の印象ではあります。以上です。

**白澤** どうもありがとうございました。それ以外に、個々のパネリストの皆さんにもご質問が出ておりますので、それをお答えいただいて、全体としてのディスカッションに入りたいと思いますので、少し簡単に説明しますので、コンパクトに、まずは小澤さんか



らお答えいただきたいのですが、今後自立協が果たす役割は大変大きいと思うということですが、どのように地域のガバナンスというか、地域の中の自立した体制を構成していったらいいのかについて、ご意見をいただきたいということと、ヨーロッパの国々の福祉社会ということで、きょうは「光と影」という話があったわけですが、日本での福祉社会全体の影の部分というのがあればお話しいただければというのが2点目でございます。

3点目ですが、これは皆さん全員にということですが、小澤先生にお聞きしたいと思うのですが、きょうはインテグレーションとインクルージョンの議論があったのですが、もう一つ我々はよくノーマライゼーションという議論をするわけですが、このノーマライゼーションは、このインテグレーションやインクルージョンとの関係でどのように捉えたらいいのかということ。個人的な見解として結構ですから、お答えいただきたいということでございます。以上の3点について、よろしくお願いします。

**小澤** 3点、いずれもなかなか、コンパクトに回答しにくいと思って聞いていたのですが、1点目の、これは自立支援協議会のことを指しているのかなと思います。障害者自立支援法以降、主には市町村、圏域でも可ですが、自立支援協議会を設置しなさいということで進められてきております。きょうの話で、先ほど地域の差別解消法のところで、差別解消地域協議会という話も一部触れましたが、いろんな協議会が登場してきて、原則自立支援法以降、障害者福祉はやはり市町村を中心に、さまざまな多様性を考えてほしいという政策に、流れとしてはなっているというのが確かです。したがって、いろんな、多様な市町村の取り組みがあるだろうということは確かです。

ただ、先ほどの自立支援協議会というのは、どちらかというと、サービス提供のシステムを構築しようという、そういう意図があります。実は先ほどの差別解消法絡みの地域協議会のほうは、これは私、先ほどちょっと時間が短くて説明できなかったのですが、これは実は、苦情申し立てとかモニタリングとかが入るので、中立性が問われる。つまりサービス提供者からも、当然ですが中立しなければいけない。もちろん当事者の方も、当然非常に重要な役割を担いますが、しかしそうはいつでも、当該利害関係者ともまた中立の必要性があると、こういった人が果たして市町村にいるのかという問題もまた別にあるだろうというのは、先ほどは言えなかった問題の1つです。

果たしていく役割は、それぞれ協議会によって特性は違うのですが、少なくとも地域を中心に、さまざまな状況を勘案して、地域の中で進めていこうという動きは、やはり非常に大きな役割を果たすだろうと思っております。分権化という流れとも非常に合致すると



どうか、しているのではないかとも思います。

2点目の、福祉国家というか、福祉社会の影のことです。実は、細かいことはいろいろな方がいろんな角度で指摘されているのですが、私は自分が社会福祉を含めて、障害福祉を研究者としてかかわってきて思っていることは、社会福祉の本来のありようは、セーフティネットということだろうと思うんですね。要するに、最終的に一般の方が生活するに当たって、安全の上で、さらによりいい生活をしようと。例えば失業した場合に、もうそれ1点だけで生活の可能性が全く絶たれるとか、そういう状態は、やはりセーフティネットを充実させることによって、セーフティの上で私たちは安心した生活ができると、こういったことが福祉の根本的な価値観ですが、問題は、それを揺るがす問題というのが、ここから先は非常に人間の問題でもあると思うのですが、モラルハザードという問題です。つまりそれを悪く利用する可能性も十分あり得る。よく生活保護の議論で、貧困の罠という議論をしますね。要するに最低賃金レベルで働くぐらいだったら生活保護のほうがましだとなってくると、なかなか障害者の雇用就労にしても、何にしても、そのラインを大幅に突破して収入があれば働くでしょうけれども、その周辺だったら働かないほうがいいのかもしれないという、そういった問題さえ生み出すというのがモラルハザードだと思います。そのあたりのバランスの問題が問われていると思っています。

それから、今は逆にセーフティネット論が縮小していて、もっと障害者自身の可能性を追求してください、自立が大事ですということが強調されています。理想的にはそのとおりですが、だからといってやはりセーフティという問題を揺るがしてしまうと、非常に大きな課題が別の意味で発生するのではないかと。特に格差問題とかいうことで、最近ずっと指摘されていた課題の、その一端がそこにあるのではないかと考えています。

それから3点目、ノーマライゼーションです。わたしはインテグレーション、インクルージョン、ノーマライゼーション、いずれにしても非常に類似性の高いものと考えております。多分時代のこともあると思います。まず世界で最初に、さまざまな障害にかかわる理念としては、わたしはノーマライゼーションが世界を動かしたということは確かだと思います。ノーマライゼーションは、機会均等、つまり機会を開いていくことです。条件を整えれば機会が開けることでもあります。さっきの話での合理的配慮とも関係するのですが、先ほど尾上さんが、もう階段の上り下りも含めて、特別支援学校では自力でやってくださいとなったら機会平等ではありません。障害者の条件を整えていただいて、初めて学力で、勉強でどうするかという話になると思うんですが、それ以前の問題は、やはりノー

マルな環境を提供するのだという、この価値観は非常に大きかったと思います。

ただ、時代は大分変化をしておりますので、本当に、先ほどインクルージョンがどちらかという、主体側が変革していかなければいけないんだという、水島先生のお話にもあるとおりで、そういう価値観に変わってきたのではないかというのを、私は思っています。

**白澤** どうもありがとうございました。それでは次は尾上さんに、随分たくさんのご質問をいただいております。1つは、今の政策動向ですが、障害者政策委員会、尾上さんがきょうおっしゃった、「私たちのことは私たちを抜きに決めないで」ということだけでも、現実にこの5月からの委員会の中では、当事者がいなくなっているのではないかと。このスローガンの趣旨というのはどう守っていったらいいのか、というのが1点であります。

2点目が、差別解消法は平成28年4月から行われるわけですが、大変動きが鈍いのではないかと。この動きをどのように評価するのか、というのが2点目でございます。これが今の国の政策動向についてのご質問です。

3番目に、差異や多様性を認める社会という、それをどう具体的な形で進めていったらいいのか。これについてのご意見をいただきたいというのが3点目でございます。

4点目は、尾上さんも大阪市立大、私どもと同じ大学でございますが、大学教育における合理的配慮というのは、当事者の立場からどう考えるのか。どういうことが必要なのかということについて言及いただきたいということ。

もう一つは、やはり就労の場の合理的配慮のことですが、きょうは尾上さんからは、量的な確保と質的な部分についての話がありました。この質的な部分で障害者雇用をどのように進めていったらいいのか。この5点ですが、お答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

**尾上** 時間が限られているので、ポイントを絞ってお話しします。まず最初の政策委員会の構成についての質問ですが、ご指摘いただいているとおり、9月1日から始まっている第2期の障害者政策委員会で、かなり委員がかわっています。特に私が属するDPIというのは「クロス・ディスアビリティ」、障害種別を超えた団体なんですね。私なんかがあちこちでしゃべるからか、どうしても身体障害者の団体と思われがちなんですが、そうではなくて、加盟団体の中には、知的障害の当事者団体もあれば、精神の当事者団体もいます。クロス・ディスアビリティ、障害種別を越えた団体の一員としてやはりつらいな

あと思うのは、知的の当事者、そして精神の当事者が、第1期の政策委員にいたのに、第2期には今欠けているというところなんですね。

ただ、この点については、私は今回は政策委員会の委員ではないのですが、この9月1日の政策委員会では5名もの方から、「この政策委員会は、権利条約のモニタリングの役割をするのだから、私たち抜きに私たちのことを決めないで、という精神を活かして、知的障害、精神障害の当事者の委員を補充していただきたい」という意見提起がありました。それをめぐって事務方からの回答もあったのですが、政策委員長が石川さんという視覚障害の当事者の方ですが、「これは委員長預かりにさせていただきたい」ということで、現在、委員長預かりになっています。DPIの立場からは、ぜひ知的・精神の当事者委員の補充をしてほしいという意見であります。まずそれが1つですね。

2つ目、差別解消法に向けた動きが遅いのではないかと。私も全くそうだと思いますね。私、実はことしの5月まで、第1期の障害者政策委員を務めていました。そのときにずっと言っていたのは、もともとことしの3月までに決めるはずだったのがずれ込んでいるのだから、遅くともことしの上半期中に決めるべきだということを、政策委員会の一員としては言っていたわけです。ところが、第2期の障害者政策委員会の人選でかなりやっさもっさして、4カ月空費している状態になっている。非常にこの大切な時期にもったいないという感じがしております。拙速に決めることはいけないわけですが、一方で、再来年の4月に施行に向けて、それまでにガイドラインをつくらなければいけないんですね。そして、ガイドラインをつくるためには、その大元になる基本方針がないといけませんので、急がれます。今後のスケジュールで、とりあえず今確認されていることを情報提供という意味でお伝えします。ことしの12月の月上旬までに基本方針案を閣議決定する。それまでにパブリックコメントをするとなっています。そうすると11月上旬には、この障害者政策委員会としての基本方針についての案をまとめる必要があります。9月から10月の、向こう1カ月半ぐらいの間が、極めて重要な時期だということをお伝えしておきたいと思えます。

3つ目が、差異と多様性の具体例でしたか。これもいろいろなことを思うのですが、1つの例として、イタリアの教育を紹介したいと思います。イタリアは精神病院の解体等と並んで、1976年に、今でいうインクルーシブ教育にぐっと舵を切ったんですね。日本でいう特別支援学校が、今はもうない状態なんです。つい10年ぐらい前、小学校の現場を撮られたビデオを見て、驚きました。「ワーっ」と、子どもたちが教室の中を走ったり、

寝転がっていたりとかのシーンでした。そういう状態の中で、日本での一斉授業、一斉学習を見慣れた感覚からすると、みんなが走り回ったり寝転がったりしている、そういう授業のやり方では、どの子が障害者か、どの子に障害があるのかわからない状態なんです。先ほど炭谷さんが、ホテルに行かれたら、どの人が障害者かわからなかったという話と同じような感覚で。差異と多様性の尊重ということなんだと思います。もちろん車椅子とか、外見でわかる人もいます。。でも、寝ころがっている子どもに障害があるのかどうか分からない、そんな状態が1つその「差異と多様性」ということで、イメージする姿ですね。

次に、大学における合理的配慮について質問を頂きました。これは、例えばエレベーターを設置したり、車椅子トイレをつけたり、点字ブロックをつけたりという「バリアフリー」をはじめ、いろんなことがあげられます。例えば「教材」、点字や拡大文字の教材であったり、あるいは手話やノートテイクという「情報保障」であったり、さらに「通学支援」や学校の中での「介助」の問題、ここら辺の通学支援や介助の問題までは日本ではまだなかなかクリアしていないのではないかと思うんですね。

さらに、今後合理的配慮という点で、今日は大学の教員の方もおられるので考えていただきたいことなんです。が、「授業方法」や、生徒の能力を「評価する方法」に関してです。例えば英語の授業で、ヒアリングを重視したい先生がいたとして、そのヒアリングで聴覚障害のない人の英語力をはかるといことと、聴覚障害のある学生の評価をどう考えるかということなどです。聴覚障害のある学生が同じクラスにいたときに、その学生は、英語が聞き取れないのではなくて、音声聞き取れないわけですね。同じテストをしても全然違う状態になるわけですね。つまりその学生の障害の特性や状況を踏まえて教科方法を確立していく。授業方法や例えばテロップの読み取りで聞き取りテストを代替する等の評価方法を確立していく。合理的配慮に関して、通学支援や介助、授業のスタイルや評価方法という点は、まだ日本ではこれからもっともっと好事例をつくり上げていかなければならない課題ではないかと思います。

この点で私はすごく鮮明に覚えていることがあります。1980年代の半ばぐらいのことです。まだ学校を卒業してすぐぐらいだったので印象深く覚えているのですが、大阪府立大学に、定藤先生という、もう亡くなられた、車椅子利用の先生がおられたんです。その彼が、UCB=カリフォルニア大学のバークレー校に留学されたんですね。帰国されて、そこで撮られたビデオを見せてもらい、すごく驚いたんです。視覚障害の、全盲の学生さ

んが出てきて、墨字の教科書を音声で読み上げる機械の高性能ぶりを紹介するビデオでした。機械の性能以上に驚くことができました。私が一番驚いたのは、その全盲の学生さんが理学部に所属しているということだったのです。理学部の大学院で全盲の学生さんでした。なぜ、そんなに驚いているのかと思われるかもわかりませんが、1980年代の日本では、まだ全盲どころか、色覚障害があるだけでも理学部を受けられないというような時代だったんですよ。それに比べてアメリカでは全盲の学生さんが理学部へ行って、大学院に行っているんだ。しかもUCBって有名な大学ではないですか。この差は何なんだろうと、やはり思ったんです。

なぜそう思ったかという、私、高校のときは、どちらかというと理系だったのですが、その後ちょっとひねくれてしまって文学とか哲学に関心を持つようになり文型に進んだのですが、進路指導の先生にずっと言われていたことがありました。「おまえは松葉杖でしか歩けないから、理学部に行ったら苦勞するから、文系へ行きなさい。実験やそういう道具を持ち運べないだろうから」と言うことでした。その先生は別に排除するために言っているのではなくて、慮って言っていたのだけど、むしろ、先ほどの話で、つまり評価方法、評価をどうするのか。実験道具を自分で持ち歩けるかどうかには評価軸があるわけではないですよ。誰が持ち運ぶかはどうでもいいことであって、つまりその実験道具を使って、その考察の結果をどう評価するかが本来の評価軸なわけですが、日本ではその実験道具も自分で持てるようにしなければだめだと。差異と多様性は全然認められていない評価方法が厳然とあるんですよ。自分で実験材料を持ち歩けない人間は理学部に進むのは難しいという評価軸でずっと来たわけです。それを変えようということだと思えます。その差異と多様性というのは、ちょっと自分の体験で思いを致すことがあったので、ついつい力が入ってしまいました。

最後の質問は、就労の場での、量だけではなくて、質ということでしたか？

**白澤** これは、質問の中に、もう少し企業と障害者、当事者だけではなくて、もう少し地域のいろんなセクターを巻き込んだ形で質を上げていくことはできないかという質問です。

**尾上** そ先程、炭谷さんが、ソーシャルファームが全てをカバーするという問題ではないという話をされました。まさに、ソーシャルファームや一般企業以外のセクターで働いているところで、いろんな合理的配慮の好事例がつけられてきているんだと思えますね。そういった好事例を発信して、企業の採用行動や、働き方、それを変容していく起爆



剤に、今でいう福祉的就労や第3の働き方のところと一般就労とがどういうふうがいい形で刺激をしあい、橋渡ししていくかというのが1つのポイントではないかと思います。

**白澤** どうもありがとうございました。それでは続きまして、炭谷さんに2点質問がきているのですが、1つは、先ほど出ました日本の福祉的就労、これについての今後の展望を、海外との比較でお話しいただけないかと。そのときに労働法規適用の可否についても教えていただきたいということです。

2つ目が、炭谷さんが理事長になられて済生会病院は随分雇用率が上がったわけですが、障害者は病院で、具体的にどういう仕事をされているのか教えてほしいと。この2点でございますが、いかがでしょうか。

**炭谷** どうもご質問ありがとうございました。まず、これからの福祉的就労のあり方ですが、私はこれを第1の職場と呼んでおります。障害者の人は、非常に多様性があるんですね。ですから、いろいろな職場をできるだけたくさん用意しなければいけない。また、働く仕事の種類も、人によって個性がさまざまですから、いろいろな仕事をできるだけ用意したい。それが、やはり障害者の就労を進め、それがソーシャルインクルージョンを進める基本的な方向だと思っています。そのような流れで、福祉的就労を位置づけております。ですから、福祉的就労で働くほうがよいという障害者の人もいらっしゃるわけです。でもその場合、私は、やはり福祉的就労で働く場合であっても、障害者がやはりそこで働いて、自発的に生きがいを感じる。また自分がこれに働いているという、参加をする、参加意欲を持つ、そういう働き方でなければいけないのではないかと思います。

去年の10月、世界のモデルと言われたレンプロイ工場が廃止になったわけですね。私はそれ、なぜ潰れたかと言えば、それは、障害者が自発的に働くという意味がなかったのではないかというふうに聞いています。私は昭和50年に、随分昔ですが、レンプロイ工場に行きました。大体毎回到、日本人は必ずどこかのレンプロイ工場に視察に行って、すごいなあと言って、みんな感激をして戻ってきたという話を聞きました。でもそのとき、昭和50年のときですが、働いている人は余り元気がなかったですね。当時、見ていると、それは英国航空の機内食のスプーンの袋詰めとか、そういう仕事をやっている。元気があるのは、健常者の指導者の人。支配人の人は大変元気よくて、説明をしてくれましたが、実際働いている人は余り元気がなかった。これでいいのかな。これが何で世界のモデルなのかなと、私自身は、昭和50年のときにもう疑問に思いました。やはり福祉的就労であっても、そこで障害者の働く働き方、これが問われるのではないかと、私は思っております。



す。

それから2番目の質問、どうもありがとうございます。済生会の宣伝をここでさせていただきまして、ありがとうございます。実は済生会、病院と福祉施設、現在600の事業をやっておりますが、たくさん仕事があるんですね。病院というのは、毎月1万人、2万人と人が来ますので、例えば飲食店営業もあれば、内部の事務、探せばたくさんあるんですね。でもそれはなかなか、障害者雇用率を満たすには、本当に細々した試みですので、実は今やって成功したのは、福祉施設も病院も、シーツとかパジャマなどの寝具、そういうもののクリーニングが大変大きな仕事になりました。例えば大阪には8つの病院や福祉施設があるわけで、そこからたくさんシーツや寝巻きなどが出るわけですが、それらのクリーニングを今までは外注して、一般のクリーニング工場に出していたのですが、それを全て一括して、障害者の働くクリーニング場でやるようにしました。

初めはこれをやったとき、クリーニング業者から、仕事を奪うのかと言って抗議が来るのかなと思ったのですね。それはある程度覚悟していたのですが、来ませんでした。むしろクリーニング業界の人は、障害者の仕事のためだったら協力してもいいと言って、技術指導までやってくれました。感激しましたですね。企業の方も協力して、自分たちの仕事なくなるにもかかわらず、万一、病院の場合は一たんでもシーツが滞ると、これは病院の経営に差し支えます。もし障害者の人が、何らかの形で仕事ができなかった場合のバックアップは、民間のクリーニング業者が引き受けるということまで言ってくれました。それで現在スムーズに行っております。こういうものを全国のいろんな病院でさらに導入をしていくことで今進んでいるわけです。

**白澤** どうもありがとうございます。パネリスト個人に来ている質問は以上ですが、今から全体で検討していきたいという何点かの質問がございます。

きょうは、最終的に就労という問題に焦点を当ててきたわけですが、現実には、きょうの議論の中で重度障害者はどういうふうにして就労支援をしていったらいいのか。こういう問題と同時に、これは尾上さんから出ておりました代理決定の中心から支援つき自己決定制度という話がありました。重度の知的障害のある人たちの意思決定支援について、要するに、重度という観点の中で、どういうふうに私たちは取り組んでいったらいいのか。雇用の問題や意思決定、意思決定ということは、自立支援をどうやっていくのかということですが、そういう中で先進的な事例があれば教えていただきたいという、お二人のご質問を合わせてですが、この重度障害者に対する支援について、それぞれご意見を

頂戴したいと思います。小澤さんからいかがでしょうか。

**小澤** 重度といいましても、かなり幅広いので、頸髄、脊髄損傷の方を想定すると、かなり、例えばコンピューターやその他情報を、最近のIT技術なんかを考えると一般の生産性と変わらないと思います。ITとか情報産業というのは、もともとそんなに大きな身体的能力を要求されません。

もう一つは、重症心身障害の方です。いわゆる重症心身障害児施設から、さらに成人期になりますと、その年令超過問題とかいろいろ大きな課題を抱え込んでいる領域です。このことをどう考えるべきかというのは、すごく大きな問題です。私は先ほど炭谷さんが、福祉的就労の位置づけという話を出されたと思うのですが、その場合は、よくディーセントワークという言葉を使いますが、要するに働きがいというものも重要だと思います。純粹にその働いた賃金を得て、一定程度の水準の成果を出すということだけが全てではなくて、その中で深い、やはり何らかの社会参加のありようだとか、本当に重症心身障害状態でも十分受け身ではなくて、何らかの積極的な参加があり得るという考え方が、今出てきつつあると思います。そういう考え方で考えていくと、当然重症心身障害の方でも何らかの生産的な活動にかかわって、かつそこに重要な意義や意味を見出すということも必要です。別の言い方をすると就労という範疇に入らなくもないのかなというようなことを考えると、対象の方によって相当違ってくるのではないかというのが、重度の方の課題というところで思ったことです。

**白澤** 大変難しいテーマですが、尾上さん、いかがでしょうか。

**尾上** 今の話を聞いて私の知り合い事例を1つ思い出したのですが、「バクバクの会」という、呼吸器をつけた子どもさんたちの親の会というか、親と当事者の会というか。もともとも親の会だったのが、10年20年たって本人たちもいろんな活動をし始めたという中で、関西のある地域の保育所から、小学校、中学校に行かれて、今、保育所の非常勤職員というのをしています。女性なんですけど、その彼女はもちろんストレッチャータイプの車椅子に乗っていて、しかも呼吸器も使っていますから、いわゆる保育士として子どものケアができるわけではありません。でもその彼女がいる保育所で彼女と一緒に時間を過ごすことが、実はその保育所に通っている子どもさんが、この社会にはいろんな人たちがいるんだ、ともに存在しているんだということで、その保育所からすると多様性教育の講師なんだという位置づけで、その彼女は働きに出ているんですね。例えばそういう働き方を一緒につくってきている保育所なんかもあったりします。

そういうふうには、これはある意味で日本でもまだまだ数少ない事例なのかも知れませんが、やはり現場をいろいろ見てみると、いわゆる通常の働き方ではそれは無理だろうみたいに見えるがちなんですが、いろいろとやはりやってみたらできるものだということが、正直なところかなと思います。私はもともとDPIで政策提言の活動に従事するまでは、現場で相談支援とかをやってきました。その経験からすると、特に障害者分野は、「事件は会議室で起きているんじゃないんだと、現場で起きている」というのがピッタリ当てはまる。現場の突破力で色々な先進事例がつけられていると思います。そういった事例をやはり集めていって、制度化していくことがすごく大事なのではないかと思います。

**白澤** 意思決定支援について何かご存じですか。

**尾上** 意思決定支援につきましては、私たちもこれから研究プロジェクトを立ち上げていかなければいけないと思っているのですが、カナダで支援つき自己決定制度というのがつけられたり、あるいはニュージーランドなんかにも同様の制度があると聞いています。この点については、諸外国の事例をまだ私たちも伝聞で聞いているという状況なので、この点、特に、力を入れていきたいと思っています。総合支援法の3年度見直しが来年度なんですけど、その項目の中の1つに意思決定支援がありますので、そういう支援つき自己決定の先進事例を、私たちも収集・分析して、今後の提言につなげたいと思っています。

**白澤** どうもありがとうございます。では炭谷さん、お願いします。

**炭谷** まず重度の障害者の就労支援、これもそれぞれのいろんな仕事の種類をたくさん用意することによって、必ず合うものが出てくるんですね。特に合理的な配慮、現在はIT社会ですから、こういうものを十分活用することによって、いろんな種類が出てくるのではないかと思います。

きょうお話しさせていただきましたドイツの場合は、例えば重度の障害者、特に重点的な就労支援をやっている。グランツファルホテルという、我々が5日間泊まったホテルは、37名のうち31名が重度の障害者です。ただドイツの場合は、重度の障害者の範囲が、やや日本に比べれば広いですから、そのまま当てはめるのというのはどうかと思いますが、重度障害者ということで入っている人も、十分ホテルの中で勤務についているという事情があります。

ですから、障害者の仕事、残念ながら私は、福祉就労なんかを見てみると、あるところで成功したクッキーづくりとか、パンづくりとか、同じことばかりやっていると、これはどうかなと。いろんな工夫をこらしてやらないといけないのではないかと考えております。

これが第1番目の質問です。

それから、第2番目の意思決定の問題。これは私自身非常に、昔役人をやっていたとき、地域福祉権利擁護事業というものをつくりました。これはまさに、何らかの形で自己決定できない人を、支援していこうという制度でございます。主に社協にこのような人を配置していただいて支援する。別に社協だけではなくて、当事者団体でもこのような人を配置するということも想定して制度がつくられております。このとき、地域福祉権利擁護、大変いい名前だと思ったのですが、私自身、当時いろんな政治家の方に説明すると、書類をぶん投げられましてね、「おまえ、福祉を受けるのは権利だと思っているのか！」とか言って怒られまして、こんな名前、俺は絶対認めないぞとか言われてどなられたんです。もうそこは平然として、やはりこういうのは必要ではないですか、とか言ってその場は知らん顔して反論しないで戻って来ました。わかりやすく、意思決定を支援するということでもいい名前だと思ったのですが、私が役人をやめたらいつの間にか名前が変わっていきまして、わけのわからない名前になっています。こういう支援する仕組みで、何らかの残存能力をしっかりと尊重して、決定できるものはできるわけです。これは制度的にしっかりと担保していくということが重要ではないかと思えます。

**白澤** ありがとうございます。では、水島さん、いかがですか。

**水島** いろいろ皆様のご意見を聞いていますと、働くことのあり方はやはり変わってきている。そしてそれをめぐる考え方も変わってきている。いわゆる狭い意味での雇用労働だけが労働ではないということがあると思うんですね。ヨーロッパで「市民労働」という概念も出てきておりますが、いわゆる雇用労働以外にも、ボランティア活動であったり、非営利団体の活動であったり、あるいはさまざまな、自分で問題を発見してそれを解決していこうという働き方であったり、そのようなさまざまな働き方を含めた意味での就労というものが、恐らく今後重要になってくるだろうということが言えると思うんですね。

例えば千葉大学の廣井良典先生という、福祉関係で有名な方なんですが、廣井先生などは、今グローバル化の時代と言いながら実は地域の時代だと言っておられます。なぜかという、特に高齢化に伴って、地域に実際普段から足場を置いている高齢者が多くなり、むしろそういう意味では、地域こそがさまざまな活動の核となる可能性があるということをおっしゃっているのです。そもそも、今では高齢者の方々も、いわゆる従来の雇用労働以外の、さまざまな活動に携わっている人も多く、それがまた地域のイノベーションを生み出していくことがある。それは恐らく障害者の方々にもあり得ることで、先ほど保育所

の例もありましたが、重度の障害を持っている方であっても、地域で何らかの形で働いていく場はあり得るし、またそれをつくり出すことこそが必要ではないかと、そういう印象を持ったところでございます。以上です。

**白澤** どうもありがとうございました。それでは1つこういう幅の広い議論ですが、きょう私は話を聞いていて、随分総論的なインクルージョン議論から各論的なインクルージョン議論へと転換しているんだなあというように、お話をお伺いしていたのですが、そういう中で、障害者の、先ほど炭谷さんからは自発性とか、そういうことが大変大事だという話があったのですが、1つの質問として出ているわけですが、障害者のエンパワーメントということと、こういうインクルージョンの関係について、一体どう捉えていったらいいのかということについて、それぞれの立場からご意見を伺わせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。小澤さんから。

**小澤** これは、障害福祉という領域では結構長い課題ですね。長く議論が続いている課題の1つです。ただ、1つ感じることは、エンパワーメントというときに、一般的には、その方のある種潜在的な力をどのくらい伸ばしていくのかというところが、いわゆるエンパワーメントの中心的な考え方というふうにはなっているわけです。ただ、いかに伸ばしていくかというときに、例えばその方が伸ばしていこうと内側から思いをよぎらせるためには、それを励ますような環境や支援的な状況がないと、自然発生的に内側から思いは出てこないのではないかという、この論議があって、そこで、いやエンパワーメントといっても、エンパワーメントを支えて、かつそれを強化していく環境が大事ではないかという論調も出てくるとなってくると、この2つは、障害の方を仮に真ん中に据えたとして、環境を、その周りを取り巻いているという図をかいたときに、それが両方とも、実は相互に影響し合っているんだと、こういうふうにより考え方が進んできて、実はそこがインクルージョンではないかという、そういうことを提案する研究者も非常にふえてきたというのが、最近の状況です。

つまりエンパワーメントというのは、人がやはりその環境を取り込んで生きているのではないかという、人のありように関係していて、そこが多分、今回のさまざまな施策とか、あるいはさまざまな条約とか、あるいは具体的なソーシャルファーム実践とかというのは、全部実は考えてみるとエンパワーを引き出すためのある種の環境を整えていくにはどうしたらいいかという話と、非常に深い意味でつながっているのではないかと思います。やはり可能性がないと、先ほど尾上さんがおっしゃった好事例、モデル的な事例とか、パイロ



ット事例というのは、非常に重要です。可能性がないのにエンパワーというのは相当無理があると思うんですね。そのあたりで、エンパワーメント論は、実は深いところでインクルージョンと関係しています。

**白澤** エンパワーメントは一人一人が力をつけていくという、非常に抽象的な概念だと思うのですが、一人一人が力をつけてやっけていく、そういうものとインクルージョンという社会の側のかかわりと、障害者側のかかわりを、どういうふうによく接点をとるといことだと思ひますが、尾上さん、いかがでしょうか。

**尾上** 先ほど炭谷さんのお話の中で、自発的に働こうとしていることなのかという話がありましたが、エンパワーメントというのを、内発的な力の発展と見るかどうかがポイントです。もっと言えば、エンパワーメントしていない状態というのは何かというと、ディスパワーですね。ディスパワーされている状態、それは環境が作り出したものだと見るのが社会モデルだと思うんですよ。その環境がもたらしたパワーレスな状態から解放し、エンパワーメントしていくという意味でエンパワーメント支援が必要だし、環境が関係するからインクルージョンが不可欠になります。さらに私たち当事者団体としてつけ加えるとするならば、その全プロセスの中でセルフアドボカシーが基本でなければいけないと思ひます。アドボカシーの中には個別的アドボカシーもあれば、システムアドボカシー、リーガルアドボカシー、いろんなレベルがあると思うのですが、どのプロセスであったとしても、そのことを通じて、権利が守られるだけでなく、その人自身がより自覚的に、次はこうしていききたいというふうによく夢が広がっていくというものになっていかないと、「よかったね、権利が守られてよかったね」、と周りが言っても、自分によくわからないけれども、これでよかったのかな？ となってしまう。それで本当のエンパワーメントになっているの？ という感じがするんです。

ちょっと冗談めいた言い方をしましたが、エンパワーメント、インクルージョンをつなぐその原動力はセルフアドボカシーではないかと思ひます。

**白澤** どうもありがとうございます。炭谷さん、いかがですか。

**炭谷** 私は、世界の障害者の国際的な潮流というところから考えてみたいと思ひのですが、最初に出たご質問で、小澤さんがお答えになったのですが、まず戦後の世界は、ノーマライゼーションから起こったと思うんですね。私は、ノーマライゼーションから、現在はソーシャルインクルージョンに移っているのだらうと思ひます。というのは、ノーマライゼーションというのは、障害者の人も、社会に参加できるだらうという環境整備を主



にねらいとした。それだけではどうもうまくいかない。ソーシャルインクルージョンはさらにそれを引き込むという、ダイナミックな力の作用が必要だと。単に環境を整備して、どうぞ入ってくださいというだけでは不十分で、ソーシャルインクルージョンというものが起こり始めて、現在それが中心的な理念になっているのだらうと思います。

ここで、私は、ソーシャルインクルージョンによって、ただいま質問の出た障害者のエンパワーメントが引き出されると思っております。しかし、ソーシャルインクルージョンというのは、あくまで政策手段なんですね。目的ではなくて、政策手段で、この人たちを社会に入れるように、これを持っていくという政策手段だと私は思っています。そして、日本はまだまだこの部分がおくれている。これからさらにこの政策手段を強力に進めなければいけないのですが、どうも私は、ヨーロッパの場合は、ソーシャルインクルージョンが導入されて十数年たちますが、この部分はほぼ達成されつつあるのではないかとということについて、新しい第3段階に入ったと考えています。水島先生のお話の中に何かヒントが得られたような感じもするのですが、それはごく当たり前の、障害を持っていても、社会の中でごく1人の市民として当たり前で暮らせる。誰もそれで差異を感じさせない、そういう社会が次の段階にあるのではないかと。もちろんその場合、合理的な配慮というものをしながらそういうものをやる。その合理的な配慮自身も感じさせないような社会に来ているのではないかと。ヨーロッパの場合はですね。今度ベルリンに行ったときは特にそれを強烈に感じます。いわばソーシャルインクルージョンというものを、ある程度達成して、次の段階に入っている。そしてその中でそれぞれの障害者の方々が力を一市民として発揮している。それがエンパワーメントという形で達成された状況なのではないかということ、第3段階に今来ているのではないかと感じております。これはまだまだ十分思考が至っていないところがございますが、そう思っております。

**白澤** どうもありがとうございます。水島さん、何かございますか。よろしいですか。

今、お話しいただいたように、ソーシャルインクルージョンを越えていくような考え方が大事な時期に来ているのではないかと。ある意味では、利用者の主体性のようなものと、社会が主体性をどう発揮するのか。それが一体化するような仕組みをどうつくっていくのかと。それが差異や、あるいはそれぞれの違いというものを、多様性を越えて、みんなが自然に生活ができる。そしてそれを誰が見ても変な形で見えない、自然に見えてくる、こういう社会というのはどういう社会なのかというようなご提案をいただいたのだらうと思っておりますが、シンポジウムも段々時間が少なくなってきました。

それ以外にも幾つかのご意見をいただいて、これはコメントということでご紹介をさせていただきますが、1つのコメントは、グローバル化の名のもとで、経済優先、福祉社会保障に自己責任を求める日本という国があるのではないかと。地域の中で自分らしく当たり前に暮らせることを望む障害者の代弁者として、福祉に携わる者として何ができるか。こういう問題提起であります。運動を起こしても平然としている社会というのがあるのではないかとというご意見もいただいております。

また、障害者問題は貧困問題として捉えがちだと思うけれども、障害者が働き、経済的・政治的なパワーを高めていく必要がある。そういう形の中で環境から障害者が排除されていることを私たちはどう変えていくのかという問題提起も受けております。

以上のような中で、それぞれきょうはいろんなご意見を頂戴したわけですが、最後4人の方々に、きょうのシンポジウムを通じて、先ほど炭谷さんから何か全体の結論のようなお話もいただいたのですが、どういう形で今から障害者のソーシャルインクルージョンを進めていったらいいのか。きょうのご発題を含めて、さらにこういうことを感じたということ、それぞれ2～3分でコメントをいただければと思います。

小澤さんからということで。申しわけございませんが。

**小澤** 質問も含めていろいろありがとうございました。きょうは15分でという全体的な説明したので、論点はたくさんある障害者権利条約の説明をしましたが、障害者権利条約の批准は1つの節目であることは間違いのないと思います。今問われているのは、日本社会が、1981年の国際障害者年以降、ある一定の方向性があり、障害者権利条約というのにはある意味、その集大成だと思います。考えてみると30年近い歳月が、その一定の方向性に向かって、いわゆるソーシャルインクルージョンという話と関係するかと思います。ゆっくりでもいいから歩いていけば、権利条約によって急激な変化というのはないと思います。

二十数年間は、制度の変化を追っていて、障害者福祉制度はどう変わってきたかということを見ると、正直いっていつもその時代時代に応じて対応にかかわってきました。これほど目まぐるしく制度が変わり、かつ過去の流れというのを余り引きずらないで、次から次へと変わっていくことが本当にいいことなのかどうか疑問に思います。権利条約で問われている合理的配慮にしても、あるいは差別の問題、これはハードな差別の話が多かったと思いますが、実はソフトな差別も重要です。私も二十数年前に、地域の施設コンフリクト研究にかかわった時期があり、施設反対をされている住民の方に会いに行くという仕

事もさせていただいて、そのときと今は、全く違う市民意識になっているかと思ったりすることもあります。

だから、法律とか制度とか条約は、それがないよりはあったほうがいいし、そのために、それをてこに社会を変えていくという大きな力になると思いますが、それとともにやはり、社会の価値観とか意識は、本当にそれに合っているのだろうかということも一方で問いかけていかないと、本当に、箱はつくるけれども、魂は入るのだろうかという感じです。実は障害者自立支援法から総合支援法も、就労に関しては、例えば就労移行支援事業、今までの福祉工場ではないA型の事業所というのをつくり出して、ソーシャルファームではないのですが、少なくともその中間形態のようなものを登場させて、特例子会社も強化しますと、こういうことを国は進めています。現実に、A型事業所は今どういう実態にあるのかとか、月給ベースでみると、最低賃金をクリアしていない実情とか、そういったことを一つ一つ点検していくと、制度の中には魂がもともとないのではないかとということも多々感じます。

きょうの最後のまとめは、権利条約の中身も大事ではあるけれども、それを推進する精神、社会の精神が必要だということを感じます。

**白澤** どうもありがとうございました。それでは尾上さん、いかがでしょうか。

**尾上** 『障害者と文学』という本を出された荒井さんという方と最近座談会をしたんですね。まだ30代の研究者の方ですが、その彼が言ったのは、自分の知り合いが、「発達障害」と確定診断を受けてやっといろいろな配慮を得られるようになった。「障害」という認定を得て、やっと自分の落ち着き場所ができてほっとしたと言う方がいるということでした。そのことを聴いて、私は非常に複雑な気持ちになりました。

かつて障害者とレッテルを張って排除する、いわば差別だったり排除するキーワードとして「障害者」というラベルは使われてきました。それが、今、障害者だったら配慮をしてあげようというふうになっているのだとしたら、それは私たちが求めている本当の意味でのインクルーシブな社会とは違うなというふうには思うんですね。

この権利条約が目指すインクルーシブな社会というのは、もちろん障害者の、他の者との平等ということ求めて、参加を求めていくんですが、では障害のない人は排除されたままでいいのかというと、そうではないわけですね。この権利条約が目指す社会の、さらに社会全体に与えるインパクトということをもう少しさらに深めていければというのが1つです。

最後に、水島先生のスライドの最後のところでしたか、世界的に考えて、地域的に行動しようとなりました。これが、これからの障害制度改革のポイントではないかと思うんです。この数年間、権利条約批准ということを経典の御旗にして、十分ではなかったにしても、国レベルで急速にいろいろな法律をつくってきました。でもそれを実体化するのはやはり地域なんですよね。

この数年間やってきた国レベルでの制度改革をいかにして地域レベルで、実質化していくかが、これから数年間問われていくのではないかと。そう考えると、差別解消法の動きとリンクするような形で、今全国各地で障害差別禁止条例の動きがあり、もう今 12 の自治体できて、さらにもう 18、20 ぐらいに広がってきているんですね。権利条約という、世界共通の物差しで世界的に考えて、それぞれの地域で例えば条例づくりをはじめ、いろいろな形で地域での権利条約の実質化ということで、一人一人が行動できるような社会になっていったらいいと思います。以上です。

**白澤** どうもありがとうございます。それでは、炭谷さんよろしく。

**炭谷** 私は2点申し上げたいと思うのですが、きょういろいろなことを学ばせていただきましたが、1つは、スピリットの問題なんです。これはちょうどありがたいことに小澤先生がおっしゃってくださった魂と全く同じで、私がなぜソーシャルファーム運動をやっているかと言えば、障害者の人権のさらなる向上と、人間の尊厳性をさらに高めたいという思いなんです。ですから、ソーシャルファームは手段ではなくて、目的が重要だと、スピリットが重要だということです。ですからソーシャルファームとよく言われるのは、特例子会社とどこが違うんですかと。私はこの質問というのはナンセンスな質問で、ソーシャルファームの目的は、障害者の人権や人間の尊厳性を尊重するためで、そのスピリットがしっかり生かされれば何であろうが構わないと、まず強調したいと思います。これが第1点ですね。

第2点は、いみじくも再び尾上さんがおっしゃってくださったのですが、私はこのような障害者の問題というのは、地域が重要なんです。現在はグローバルな社会になって、グローバル企業が大変元気があって、今円安で非常に繁栄していますが、むしろこれから障害者の問題というのは、地域における活動、ローカルなエコノミーにおいて、環境の面で言えば地産地消、そういう活動の中に障害者がしっかりと根づいたものが必要ではないかと。それできょう水島先生がおっしゃってくださった小国モデル。いい言葉ですね。これから、日本が繁栄していくためにはグローバルな経済において勝たなければいけ

ないけれども、それとは別に、もう一つの経済、それがローカルな経済が必要ではないか。その1つに今の障害者の生活、仕事、そういうものが、それが一つの、オランダでやっているような小国モデルというものもそれと似ているのではないかということで、きょうは勉強させていただきました。以上2点、総括として述べさせていただきます。

**白澤** どうもありがとうございました。それでは水島さん、いかがでしょうか。

**水島** 長い時間にわたり、いろいろご質問をいただきましてありがとうございました。さまざまな出会いを感じるところでございます。今のお三方、いずれも「スピリット」であったり、精神であったり、社会のあり方、人々のあり方が大事だということ、そしてもう一つはやはり地域、ローカルのあり方が重要だとおっしゃっていたのですが、実は私も全く同感でございます。

グローバリゼーションにおいて、経済的にグローバル化が進むといっても、実はその中で一番輝きを持っているのはローカルな味が残っているものなんですね。ローカルな強みを持ったものが実はグローバルにも評価される。イベリコ豚だってそうですし、例えば、いきなり飛躍するかもしれませんが、AKB48だって、秋葉原という実際の場所に根差したからこそ、そこに出発点がある。実際に会いにいてそこで握手できるという、具体的な場でのコミュニケーションがあるからこそ、そこで魅力を持ち得る。このことは実は、CDを買って聞くよりずっと、「場」に根差したものだとは私は思います。

それはともかくとして、オランダの話に引きつけて言いますと、例えば差異と多様性という話が出ましたが、それを最も尊重してきた地域、町というのはアムステルダムなんですね。アムステルダムは、17世紀から既にヨーロッパ各地で迫害されてきたユダヤ人をほとんど無条件で受け入れ、しかもそのユダヤ人たちが積極的にアムステルダムで商業活動を行うことによって、世界に冠たる貿易都市になったという、そういう歴史を持っているわけです。寛容であること、多様性を認めることが、その町にとってマイナスどころか、その町の文化的、社会的、経済的豊かさをはるかに増大させるものであって、その彼らの活躍がなければ、今のアムステルダムはなかったという面もあるわけであります。

恐らくそれは、現代における地域、都市においても言えることでしょう。さまざまなハンディキャップを持った人々とともに、その町のことを考え、新しいものを共に生み出していく。そんな町こそが、グローバリゼーションの中にあっても、これからも強みを発揮しつづけるだろうし、それができない自治体や町はすたれてもやむを得ないだろうと、私はそう考えているところです。本日は多くのことを学ばせていただき、ありがとうございました。



ました。

**白澤** どうもありがとうございました。最後に4人の方にまとめていただいたわけですが、この全体のシンポジウム、私が最後をまとめなければならないのですが、私自身は、今回審査委員長という立場でここに座っているわけですが、研究領域は高齢者ということで、きょうは不安でここに座っていたわけでありますが、随分似た課題を抱えているなど感じました。先ほども話がございましたが、認知症の人たちが私たちを入れた形で参加してほしいというような要望、これもまさに同じような状況だということで、聞いていたわけですが、きょう障害者のソーシャルインクルージョンという観点でお話いただき、私の感想も含めてお話をさせていただきたいと思うのですが、障害者権利条約を日本が批准したというのは、小澤さんの言葉で言えば、主体性とおっしゃいましたが、今から具体的にどういう活動を展開していくのかというのはなかなかまだ見えていない。そういう中で、今後差別解消法のもとでそれがどう具体化されるのかということも大きな課題として残っている。同時に、そういう中から今求められているのは、各論として具体的にどう進めていくのか。きょうのご質問も多くは、各論としてどういう具体的な展開をしていったらいいのかという質問が随分多かったように見受けられるわけです。

そうした中から、次の部分というか、次の展望というのはどういうふうに切り開いていくのかという課題があります。まさにソーシャルインクルージョンの展望という、きょうのタイトルにもなるわけですが、きょうお聞きしていて、4人のパネリストの方々がほぼ同じような形でおっしゃっておられたことは、恐らくご質問のエンパワーメントとも大変近い議論だろうと思うわけですが、1つは、一人一人がかけがえのない人間として、尊厳を持って生きていける社会をどうつくっていくのか。そしてそのことは、先ほど炭谷さんの話であれば、誰もが多様性や差異性を越えて、当たり前前に自然に生活をしている。そういう社会をどうつくるのか。こういうことだろうと思いますし、ではそのことというのは、今日本政府の中で議論されていることをどのように実現していくのかと。その中からコミュニティの問題やローカルモデルという話が出てまいりました。まさにその実践というのは、地域の中でつくりあげていかなければならないと。政策的に言えば今回国が批准をしたということではありますが、障害者差別解消法というものを具体的にそれぞれの地域の中でどう落とし込んでいくのか。あるいはそれぞれの地域の団体がどういう形でそれを実行していくのか。そういうところに私たちはもう一步目を向けて、どういう活動が必要かということ掘り下げる必要があるのではないかと思います。



以上、今からの流れというのは、1つは各論をどのように尊厳という価値を実現するために地域の中で、障害者のソーシャルインクルージョンを越えた展望をつくり上げていくのか。それは先ほど申し上げましたように、自然と、自然とみんなが生活できる、そういう社会をどうつくり上げていくのかということで、ご講演いただきました水島さんを初め、4人のパネリストの皆様方のお話の中で、大変有意義なシンポジウムを開催することができました。どうもありがとうございました。



第15回損保ジャパン記念財団賞  
〔社会福祉学術文献表彰事業〕  
受賞記念シンポジウム資料集

日時：2014年9月20日（土）午後1時

場所：グランドアーク半蔵門

主催 公益財団法人 損保ジャパン記念財団

後援 厚生労働省・一般社団法人日本社会福祉学会  
日本地域福祉学会・日本社会福祉系学会連合  
一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟



---

## 目 次

---

### シンポジウム『日本での障害者のソーシャルインクルージョンの課題と展望 —国連の障害者権利条約への批准をふまえて—』

- ◇ シンポジウムの趣旨とねらい  
コーディネーター 白澤 政和氏（損保ジャパン記念財団賞審査委員長）  
・・・ 90P.
  
- ◇ パネリスト資料
  
- 小澤 温氏  
・・・ 91P.～95P.
  
- 尾上 浩二氏  
・・・ 97P.～110P.
  
- 炭谷 茂氏  
・・・ 111P.～112P.

## 損保ジャパン記念財団賞シンポジウム

### 日本での障害者のソーシャルインクルージョンの課題と展望

#### —国連の障害者権利条約への批准をふまえて—

##### シンポジウムの趣旨とねらい

損保ジャパン記念財団賞を受賞された水島治郎氏（千葉大学法政経学部教授）の『反転する福祉国家』（岩波書店）を受けて、氏の言うオランダのインクルージョンとエクスクルージョンという光と影をもつ社会を日本社会に引き寄せて考えた場合、インクルージョンでの課題は多くの対象者や地域にみられる。それらは、障害者、生活困窮者、在日外国人等と広範囲でわたっており、そこでは光と影というよりは影の部分が多くを占めているといえる。

今回のシンポジウムでは、多くの対象者から、障害者に焦点を当てて、今後のソーシャルインクルージョンに向けての日本の課題と展望を探ることとした。とりわけ、日本は障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の尊厳・権利を守ることをうたった国連の「障害者の権利に関する条約」を今年の1月に批准した。この批准をふまえて、日本での障害者を社会が受け入れるソーシャルインクルージョンを、現状での課題をもとに今後どのように展開していくべきかを、多面的な角度から検討してみたいと考えている。

そのため、国連の障害者に関する権利条約の意図することと日本の現状での落差を明らかにし、それをいかに埋めていくのかについて、3人のパネリストから発言をいただくことになっている。障害者の権利に関する条約をもとに、日本の政策面や実践面での課題や展望については小澤温氏（筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）から、当事者の立場から日本の批准に関わる中で明らかになってきた障害者施策や支援についての課題や展望については尾上浩二氏（DPI「障害者インターナショナル日本会議」副議長）からご報告いただきたいと考えている。とりわけ、日本では遅れており、ソーシャルインクルージョンの基本となる障害者の就労支援をどのように展開していくべきかに力点を置いて炭谷茂氏（社会福祉法人恩賜財団済生会理事長）から課題や展望を語っていただきたいと願っている。さらには、水島氏には基調講演に引き続いて、コメンテーターとして、オランダでの現状から日本でのソーシャルインクルージョンのあり方についてご意見を伺いたいと思っている。

以上のパネリストからの発言を受けて、日本における障害者のソーシャルインクルージョンに向けての展望を切り拓くことができればと願っている。



# 障害者権利条約批准と障害福祉 の課題

小澤 温(筑波大学大学院)

1

## 障害者権利条約批准に至る歩み

- 障がい者制度改革推進会議第1次意見書(2010年6月)
- 障がい者制度改革推進会議第2次意見書(同年12月)
- 障害者基本法改正(2011年8月)
- 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会骨格提言(2011年8月)
- 障害者総合支援法(2012年6月成立、2013年4月施行)
- 障害者差別解消法、精神保健福祉法改正、障害者雇用促進法改正(2013年6月)
- 障害者基本計画(第3次:2013~17年度)(2013年9月)
- 障害者権利条約の批准(2014年1月)、発効(2月)

2

## 障害者権利条約の特徴点

- 第1条 目的:障害の社会モデル(…長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であつて、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基盤として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者…)

3

## 障害者権利条約の特徴点

- 第2条 定義:「意思疎通」:「言語」として手話その他の形態の非音声言語を含む。
- 「障害に基づく差別」:障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限。合理的配慮の否定も含む。
- 「合理的配慮」:障害者が他の者との平等を基礎として…必要かつ適当な変更及び調整。均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。
- 「ユニバーサルデザイン」:最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計。

4

## 障害者権利条約の特徴点

- 第19条 自立した生活及び地域社会への包容:
  - a) 障害者が他の者と平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
  - b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会から孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービスを障害者が利用する機会を有すること。

5

## 障害者基本法の改正(総則関係)(2011年8月)

- 障害の定義の見直し:医学モデルから社会モデルへの転換の第一歩(総合福祉法でさらに促進)
- 地域社会での共生:地域生活の重視と権利性(権利保障までいくのか)
- 差別の禁止:差別の具体化は「障害者差別解消法」で
- 国際的協調
- 国民の理解、責務
- 障害者政策委員会:障害者施策推進協議会の改組(当事者参加の拡充)

6

## 障害者差別解消法

- 差別を解消するための措置(差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止)→具体的な対応のための指針、ガイドラインの策定
- 差別を解消するための支援措置  
紛争の解決、相談支援の充実  
障害者差別解消支援地域協議会(具体的には、有効性は、)

※施行は2016年4月

7

## その他、法改正

- 精神保健福祉法:保護者制度の廃止、医療保護入院制度の見直し
- 障害者雇用促進法の改正
  - \* 差別の禁止
  - \* 合理的配慮の提供義務
  - \* 苦情処理→障害者差別解消法と同じく2016年4月施行

8

## 障害者基本計画(第4次)の推進

- 障害者権利条約遂行の実質的なモニタリングは、障害者基本計画(第4次)の進捗の点検。
- この計画の基本原則:「地域社会における共生」、「差別の禁止」、「国際的協調」
- 分野横断的な視点:「障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「当事者本位の総合的な視点」、「障害特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」、「総合的かつ計画的な取り組みの推進」

9





# 「障害者の ソーシャルインクルージョンの 課題と展望」

DPI(障害者インターナショナル)日本会議  
副議長 尾上 浩二

※条約訳文については、川島聡・長瀬修 仮訳(2008年5月30日  
付訳)」を使用させて頂きました。

1

## 障害をもって生きてきた経験を元に

- 1960年大阪市生まれ、1歳で脳性マヒとの診断。
- 養護学校にスクールバスで通った後、障害児入所施設・施設内学級を経て、中学から地域の学校へ。
- 大阪市立大学に入学後、障害者運動に参加。駅のエレベーター設置や、福祉のまちづくり、自立生活支援に取り組む。
- 2004年からDPI日本会議事務局長、JDF(日本障害フォーラム)障害者権利条約小委員長

2

## 普通学校入学を巡って－合理的配慮

- 普通中学校へ転校する時に支えとなった一部の施設職員、養護学校の教師
- すったもんだの入学－親、養護学校の担任とともに2回話し合い
- 「普通学校に入った限りは、『特別扱い』はしない」
- 「設備、先生の援助、子供たちの手を借りない」との念書を条件に入学
- もし、当時、障害者差別解消法があったら...

3

## 2013/11/28 参議院委員会で意見陳述



## 障害者権利条約採択一について批准！



- 2006年12月13日、第61回国連総会で、「障害者の権利条約」ならびに「選択議定書」を満場一致で採択！
- 2009年～の障害者制度改革により改正基本法・総合支援法・差別解消法の制定を経て、2014年1月20日日本も批准国入り(141番目)2/19発効

障害当事者の大規模かつ実質的な参加  
*Nothing about us, without us!*

5

## 障害者の権利条約の意義

- パラダイム・シフト(大きな枠組みの転換)  
「保護の客体(慈善と治療の対象)から権利の主体へ」  
「障害の医学(個人)モデルから社会モデルへ」
- 実質的な機会の均等(平等)
  - ・「他のものとの平等を基礎として」障害者に新たな権利を作ったのではない
  - ・「合理的配慮」=新たな概念
- 「地域での自立した生活」=新しい概念
- 障害当事者の幅広い参画  
「80%が障害者団体の意見を反映したもの」(ドン・マッケイ 権利条約アドホック委員会・議長)

6

## 一般的原則(3条)

- 原則を規定する条約は珍しい
- 条約の解釈や適用の際の指導原理・基本原則
- 8つの原則
  - ・固有の尊厳、自律・自己決定
  - ・非差別
  - ・社会への完全参加とインクルージョン
  - ・差異の尊重
  - ・機会の均等
  - ・アクセシビリティ
  - ・男女平等
  - ・障害児の発達しつつある能力の尊重、アイデンティティの保持の権利

7

## 国際的な自立生活運動と第19条

- 第19条 自立した生活(生活の自律)及び地域社会へのインクルージョン
  - 国際的な障害者運動が提起した概念を導入
- 障害のあるすべての人に対し、他の者と平等な選択の自由を有しつつ地域社会で生活する平等な権利を認め、また、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置

8

## 脱施設化、地域生活支援

- 第19条-(a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として居住地及びどこで誰と住むかを選択する機会を有し、かつ、特定の生活様式で生活することを義務づけられないこと。  
→脱施設化条項
- (b)地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会の支援サービス(パーソナル・アシスタンスを含む。)  
→地域生活支援条項

## 地域で自立した生活をする権利(第19条)

### —意義—

- 「パラダイム・シフトの基礎となる条項」  
(ドン・マッケイ議長)
- 自立生活・地域移行・脱施設条項
- 自立生活運動の「自立」の概念が国際人権条約の「新しい概念」
- 19条の「自立」(independently) = 自己決定  
(1人でなんでもすることではなく、必要であれば支援を得ながら自分で決めること。支援を受けながらの自立)



## 教育—インクルーシブ教育

条約における教育の概要(24条)

① 原則インクルーシブ教育:

他の人と平等に教育制度から排除されず、生活する地域でインクルーシブで質の高い教育を受ける権利(2項(a)(b))

② 合理的配慮と必要な支援(2項(c))

③ 「full inclusionという目的に即した」個別化された支援措置(2項(e))

④ 聴覚や視覚などの感覚に障害のある人の教育

—手話の言語性(第2条)とろう者のアイデンティティの確保

(1) 障害に基づく原則分離学体制(学校教育法、同施行令)

(2) 普通学校(学級)と特別支援学校(学級)に通う障害児への配慮の格差

・学校教育法施行令5条の改正=原則分離から「総合的判断」へ

・言語としての手話をベースとしたろう学校の再編

・原則インクルーシブ、合理的配慮義務履行のための法制度の整備

## 雇用・労働

条約における労働及び雇用の概要(27条)

① オープンでインクルーシブでアクセシブルな労働市場・環境等で労働し、生計を立てる権利

② あらゆる形態の雇用における差別禁止と合理的配慮

③ 積極的差別是正措置、奨励措置、その他の措置

(1) 福祉的就労の問題点: 一般雇用法制からの制度的分離

(2) 障害者雇用促進法の問題点: 雇用率やダブルカウント制度など

(3) 最低賃金適用の問題、特例子会社は?

障害者雇用促進法、障害者総合支援法等の見直し



## 国内的な実施とモニタリング(監視)

### 国内モニタリング(33条)

- ① 中心的機関を政府内に指定し、関連した活動を調整するための調整機関の設置
- ② パリ原則にそった政府から独立した条約の実施を監視を監視するための枠組み・機関を維持、強化、指定、設置
- ③ 障害者及び障害者を代表する団体のモニタリング過程への完全関与と参加を規定

### 障害者基本法改正との関係

- ・改正基本法第32条＝障害者政策委員会の意義
  - ・障害者団体の参画を継続・発展する必要
  - ・都道府県等の合議制機関(実質上、地方政策委員会)

13

## 我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

### 障害者権利条約とは？

■ 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

- 例えば ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む。)を禁止  
 ◆障害者が社会に参加し、包摂されることを促進  
 ◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等



\*条約の条約には以下にもわかれており、障害者の権利の確保のために必要・適当な措置等(例:スコ-2000条1項)の取組を行います。

### 条約成立まで一締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



2006年12月 国連総会で条約が採択されました。  
 2007年 9月 我が国が条約に署名しました。  
 2008年 5月 条約が発効しました。

2014年1月20日現在  
 140か国・1地域(聖露(元))が締結済  
 びず(我が国を含む)。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も踏まながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。  
 2012年 4月 障害者総合支援法が成立しました。  
 2013年 4月 障害者差別解消法が成立し、障害者差別解消法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において締結され、2013年11月19日の衆議院中会議、12月4日の参議院中会議において全会一致で締結が承認されました。

### 条約を締結するとうるの？

- 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。  
 (障害者の自決の自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)  
 (条約の実施を監視する枠組みや、設置への報告義務などによって、我が国の取組が検閲されます。)
- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



2014年1月20日に我が国は「障害者権利条約」の締結国になりました。

2014年1月 障害者人権入通関 (お問い合わせは03-5501-8240まで)

14

## 権利条約策定と批准までの流れ

- 2002年第1回国連・権利条約特別委員会  
2006年8月まで特別委員会は8回開催
- 日本政府代表団顧問に東俊裕氏が就任。毎回日本からも多数の障害者が参画し傍聴
- 2004年 主立った全国的な障害者団体によりJDF(日本障害フォーラム)結成
- JDFは条約批准と完全実施に向けて政府と継続的に意見交換
- 条約策定から批准に至るまで損保ジャパンをはじめとする助成財団からのご支援

15

## 制度改革で制定された3つの法律と 障害者権利条約批准

- 2010年6月 推進会議第一次意見
- 2011年 改正障害者基本法
- 2012年 障害者総合支援法(含む3年後見直し)
- 2013年 障害者差別解消法
- 2014年 障害者権利条約批准(1/20)、発効(2/19)

※障害者基本法改正、障害者総合支援法、障害者差別解消法成立を経て障害者権利条約批准に

16

## 障害者権利条約批准後の課題①

- 「障害の有無によって分け隔てられない共生社会」＝インクルーシブ社会に向けて、課題は沢山あるが、主な課題は次の通り
- ①差別禁止  
～差別解消法の施行・拡充と救済の仕組みの創設
- ②地域での自立生活・インクルージョン  
～脱施設・脱病院と介護保障、地域での住まい

17

## 障害者権利条約批准後の課題②

- ③アクセシビリティ  
～交通・建物のバリアフリー、情報アクセシビリティ
- ④法の前での平等  
～代理決定中心から支援付き自己決定制度への転換
- ⑤教育  
～原則インクルーシブ教育と合理的配慮の確保

18

## 障害者権利条約批准後の課題③

- ⑥労働  
～雇用分野での差別禁止・合理的配慮、福祉的就労との連携、社会的事業所、賃金補てん
- ⑦障害者権利条約の履行状況のモニタリング  
～批准2年以内に政府報告→国連障害者権利委員会での審査、障害者政策委員会の機能強化とNGOの取り組み

19

## 誰もが排除されない社会へ

- 障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会  
「障害者総合福祉法・骨格提言」(2011年8月)  
「おわりに」より
- ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合それは弱くもろい社会
- 「インクルーシブな共生社会」の実現  
→「弱くもろい社会」から、一人ひとりの存在が心より大切にされ、誰もが排除されることなく社会的に包摂される、本当に豊かな社会づくりに寄与するもの

20



## 2014年1月、我が国は障害者権利条約を批准しました

【平成26年版・障害者白書より抜粋】

### ■ 障害者権利条約とは

2006年12月、国連総会で、「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」（略称）が採択されました。障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定した、障害者に関する初めての国際条約で、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。

#### 障害者権利条約とは

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約。

##### 主な内容

- ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）の禁止
- ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ◆条約の実施を監視する仕組みの設置、等

\*過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：仮設式スロープの提供）を行わないことを指す。

### ■ 条約の主な内容

障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別を禁止しています。この「差別」とは、障害者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、例えば過度の負担ではないにもかかわらず、段差がある場所に仮設式スロープを提供しないなど、障害者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないという「合理的配慮の否定」も含まれるということが示されています。また、障害者が他の人と平等に、自立した生活を送れるための地域社会への包容について定めています。

■ “私たちのことを、私たち抜きに決めないで”

条約の起草に関する交渉は、政府のみで行うのが通例ですが、この条約の起草会合では、障害当事者の中で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」にも表れているとおり、障害者団体も同席し、発言する機会が設けられました。日本からも延べ200名ほどの障害者団体の関係者が交渉の行われた国連本部（ニューヨーク）に足を運び、委員会を傍聴しました。

日本の政府代表団には、障害当事者が顧問として参加し、日本は積極的に交渉に関与しました。2002年から8回にわたる起草会合を経て、2006年12月13日、障害者権利条約が国連総会で採択されました。

日本はその翌年、2007年9月28日、同条約に署名しました。2008年5月3日には、同条約は、正式に発効しました。



アドホック委員会の様子

■ “締結の前に、国内法の整備を”

日本国内では、条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害当事者等の意見も踏まえ、政府は2009年12月、内閣総理



大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする「障がい者制度改革推進本部」を設立し、集中的に国内法制度改革を進めていくこととしました。これを受け、障害者基本法の改正（2011年8月）、障害者総合支援法の成立（2012年6月）、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正（2013年6月）など、様々な法制度整備が行われました。このように、条約の締結に先だって諸制度を充実させたことについては、国内外から評価する声が聞かれています。

#### ■ 日本の障害者権利条約締結

これらの法整備等により一通りの国内の障害者制度の充実がなされたことから、2013年10月、国会での条約締結に向けた議論が始まり、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において、全会一致で障害者権利条約の締結が承認されました。これを受けて2014年1月20日、日本は障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、日本は141番目の締約国・機関となりました。2014年3月末現在、米国を除くG8、中国、韓国、EU等、143か国・機関が、同条約を締結しています。



吉川国連代表部大使から  
ヴィラルバンド国連条約課長へ手交

#### ■ 条約締結後の取組

日本がこの条約を締結したことにより、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待されます。例えば、2011年に改正された障害者基本

法に基づき設置された「障害者政策委員会」における障害者基本計画の実施状況の監視を通じ、監視がなされることとなります。また、締約国は、国連に設置されている「障害者権利委員会」に条約に基づく義務の履行等についての報告書を定期的に提出し、その内容について各国の専門家で構成される同委員会から様々な勧告を受けることになるため、国外からもモニタリングされることとなります。

国際協力の一層の推進も期待され、例えば、日本政府はこれまで国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）で果たしてきている地域の障害者に関する取組における主導的な役割を継続していくほか、ODA等を通じて、途上国の障害者の権利向上に貢献していきます。

## 障害者の就労にソーシャルファームを活用する

### ～ソーシャルインクルージョンの具現化～

恩賜財団済生会理事長  
日本障害者リハビリテーション協会会長  
ソーシャルファームジャパン理事長  
炭谷 茂

- 1 障害者の社会からの孤立と排除の問題を解決するためには  
現代社会では具体的な仕事、学習、遊び、生活行為等によって人との繋がりが形成される。  
ベルリン「グランツファルホテル」での経験  
「市民社会論」
- 2 このうち仕事が最も大切である。  
しかし、障害者の就業状況は、はかばかしくない。  
特に精神障害者の就業率は、17%。日本の大きな遅れ。  
→ 社会的孤立・排除
- 3 一般企業での雇用率は、法定の基準を大きく下回っている。  
2.0%に対して1.7%  
障害者の企業での働き方も問題。  
「済生会」は、2.4%。やればできる。
- 4 障害者自立支援法に基づく施設も様々な問題を抱えている。  
地域配置、定員、仕事の内容、給料  
イギリス「レンブロイ工場」の昨年10月での全廃の理由  
大分県「太陽の家オムロン工場」の場合
- 5 第3の職場としてソーシャルファームの必要性  
社会的目的を有する会社  
ビジネス手法で経営  
障害者は、他の一般の従業員と一緒に同一の労働条件で働く。  
地域住民の参加を期待  
→ ソーシャルインクルージョンの達成

- 6 ヨーロッパでは着実の普及  
イタリア、ドイツ、イギリス、フランス、ギリシャ、フィンランド等に1  
万社以上設立され、重要な経済的、社会的存在になっている。  
    ロンドン「バイクワークス」  
    イギリス「ブリストルトゲザー」  
    ベルリン「インテグラ」
- 7 日本にも2千社を  
    このためソーシャルファームジャパンを平成20年に設立。  
    志、スピリットを大切に  
    環境、農業、酪農、林業、サービス業など  
    北海道新得町「共働学舎」  
    大津市「ガンバカンパニー」  
    大阪市「緑の風 西川」  
    愛媛県愛南町「なんぐん市場」 等々
- 8 刑余者、引きこもりの若者、高齢者など社会から孤立・排除されているを  
対象に。  
    法務省は本格的に取り組む。  
    菊池市「きくちファーム」  
    フランス「ジャルダン」

## 審査講評

損保ジャパン記念財団賞  
審査委員長 白澤 政和

### 《選考経過》

平成 25 年度の「損保ジャパン記念財団賞」は、社会福祉関係学会役員及び（一社）日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学部長その他の指定推薦者から、16 件 15 編の推薦を受けた。候補として推薦された著書は、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月末日までに公刊されたもので、社会福祉を主なテーマとして論述されたものである。これらの著書について、計 3 回（平成 25 年 9 月 10 日（火）、平成 25 年 10 月 13 日（日）、平成 25 年 12 月 1 日（日））の審査委員会が開催された。

第 1 次審査では、推薦著書について、「審査に関する整理の視点」を基準に審査を行い、基準に該当する 9 編を第 2 次審査の対象文献として選考した。

第 2 次審査では、審査対象になった推薦著書に対しては各 2 名の審査委員が、精読し 5 段階評価と各自の書評を事前に書面にて提出した。その上で、審査委員会では、各書評を基に審査を進めた。その結果、第 2 次審査では、3 編が第 3 次審査対象文献として選考された。

第 3 次審査は、全審査委員がすべての審査対象文献を精読し、5 段階評価と各自の詳細な書評を事前に書面にて提出した上で行われた。審査会では、各委員提出の書評を基に長時間にわたる議論を交わした。この厳正な審査の結果、水島治郎氏の著書「反転する福祉国家－オランダモデルの光と影」が財団賞として選定された。

審査過程では、坪洋一氏の「福祉国家」および一瀬早百合氏の「障害のある乳幼児と母親たち－その変容プロセス」についても評価された。

坪氏の著書においては、福祉国家の定義と意味を体系的に問い直し、歴史、構成、構造、目標に分けて整理しており、社会的排除と包摂政治、必要、シティズンシップ、ベーシックインカムについて従来からの論述を整理され、福祉国家の総体を捉えていることが評価された。しなしながら、著者も教科書と位置づけているように、理論的な自説の展開が弱いことが指摘された。

一瀬氏の著書については、療育センターのソーシャルワーカーの実践から、障害のある子どもをもつ母親に対するインタビューをグランデットセオリーによる資料分析を行い、医療モデル、障害モデルによる対応の不十分さを批判した。その上で、母親たちの「揺らぎと変容」に迫った力作であることが評価された。しかしながら、実証研究の方法に不明瞭な点があることや結果の考察に基づいた論述が弱いことが指摘された。

これに対し、水島治郎氏の著書「反転する福祉国家－オランダモデルの光と影」については、オランダの福祉国家に関する研究であるが、比較研究の枠組みを前提として、オランダの福祉国家に関する歴史的展開を行い、その先進性を分析するとともに、移民労働者問題をめぐる政治過程の激動を織り込んだ「光と影」に関する極めて興味深い論述がされていると非常に高く評価された。

これらの審査結果から、平成 25 年度損保ジャパン記念財団賞に相応しいということで水島治郎氏の著書「反転する福祉国家－オランダモデルの光と影」を理事会に推薦した。





《選考理由》

「反転する福祉国家—オランダモデルの光と影」

(岩波書店 2012年7月発行)

著者 水島 治郎

(所属 千葉大学法政経学部教授)

本書は、オランダ独自の福祉国家の理念と実態を基に、「ポスト近代社会」の社会構造の変化を分析した著書である。女性等を取り込むワークシェアリングを基礎にした雇用支援システム改革に関する「包摂」の部分と、移民に対する「排除」の部分「光と影」として示しており、オランダを介して、広くヨーロッパの状況も理解できる。同時に、両者が交差することのメカニズムを、福祉国家での参加によるシティズンシップの共有からの移民排除、脱工業化時代の仕事の特徴であるコミュニケーションの必要性から移民排除を明らかにしたことが評価でき、大変興味深い著書である。

研究の枠組みとして、「光と影」「包摂と排除」という二項対立のキーワードを用いて、一見すれば対極に見える現象を理解する、一つの視点を提供していることが評価できる点である。オランダモデルはよく知られているが、この背後で、移民難民層の排除が進められている実態を、大陸型福祉国家の現在の姿としてわかりやすく書いた点も評価できる。

著書の構成としては、第1章において、「光」と「影」の舞台であるオランダの歴史政治的な文脈を説明している。そして、第2章では、オランダモデルの光、新たな雇用・福祉国家モデルの生成、とりわけ雇用政策について分析し、第3章では、オランダモデルの影、「不寛容なリベラル」というパラドクスとして、移民政策について分析している。第4章では、オランダモデルの光と影の交差、反転する福祉国家について、脱工業社会における言語・文化とシティズンシップという切り口から、参加型社会への転換の問題点として描いている。

本書の特筆すべき点として、ジャーナリスティックな視点で、オランダモデルの光と影を、極めてわかりやすい言葉で描いていく著者の並々ならぬ取材力と表現力には敬服させられる。

特に第4章は、よく知られた脱工業化の進展を、言語とコミュニケーションという視点から、言語や文化の同化圧力の強化が進んでいると読み解いた点は、これまでの社会的排除論より、一歩進んでいると言える。

また、言語によるコミュニケーションを通じて社会に「参加」し、新たな価値を生み出す「能力」を求めているとの実証的分析は実にわかりやすく新鮮である。「福祉国家が移民を守る」という理念は、「移民から福祉国家を守る」というロジックに反転した(196頁)との結論は説得力を持つ。

大変優れた著書であるが、三点指摘を示させていただく。まず一つ目、研究方法の提示がされていない点である。政治学分野の研究という位置付けであるからか不確かであるが、学術書としての体裁が弱く、濃厚なエッセイという印象がある。論述の流れのわかりやすさ、読みやすさがある一方で、学術書としては、福祉政策の変更がどのように展開したかを、基本的な政策文書の分析と、その結果として問題状況がいかに変化したかについても論述される必要もあると考える。

二つ目は、「光と影の交差」に対する分析についてである。上記の点について「参加」と「コミュニケーション」という切り口から論述をしているが、グローバリゼーションの側面への言及がやや中途半端で、優秀な労働力は受け入れるとか、英語の共通化について示唆があるのみであ

る。グローバリゼーションという側面から見ると、「反転する福祉国家」との関係はどのようになるのだろうか、今後深い掘り下げが必要ではないかとの意見があった。



三つ目は、オランダモデルが日本にどのように影響を与えるかの記述が不十分である点である。本書は、1980年代のワークシェアリングを通じた経済政策ならびに近年の就労政策から移民統合への変身を捉えている貴重な書籍であるが、EU型の福祉国家論の一つとしてのオランダモデルの福祉政策が、日本のあるべき福祉国家の方向にどのような示唆ができるかの論述があればよかったのではないのかという意見があった。日本の例が第4章の「ポスト近代型能力」として『「言語によるコミュニケーション」と「能力」』として(205頁)に出てくるが、日本との比較において、なぜ日本が外国人労働者に門戸を閉ざしているかについても、対比的な論述があれば、日本の福祉国家への示唆になったのではないか。大陸型と島国日本の福祉・移民政策の比較論を今後期待したい。

これらの指摘を鑑みた上でも、オランダの福祉国家に関する研究の先進性と独自性を興味深く論述している。シティズンシップ概念の変貌と「包摂」と「排除」の論理の組み合わせた説明も、読み手を魅了させる研究として高く評価できる。

以上の理由から、本書は平成25年度損保ジャパン記念財団賞に相応しい著書として選考された。

損保ジャパン記念財団賞受賞者

|  | 著者<br>受賞時職名                      | 著書または論文名  |  |
|--|----------------------------------|---|--|
| <b>第1回</b><br>1999年<br>(平成11年)<br><著書部門> | 社会福祉学博士 金子 光一氏<br>淑徳大学社会学部助教授    | 『ピアトリス・ウェップの<br>福祉思想』<br>(ドメス出版、1997年)                                  |   |
|  | <論文部門>                           | 医学博士・工学博士 筒井 孝子氏<br>国立公衆衛生院研究員、<br>国立病院・医療管理研究所研究員                      | 「介護保険制度下における<br>ケアシステムの未来」<br>(社会保険旬報、1998年)   |
| <b>第2回</b><br>2000年<br>(平成12年)<br><著書部門> | 社会学博士 池本 美和子氏<br>日本福祉大学社会福祉学部助教授 | 『日本における社会事業の形成』<br>(法律文化社、1999年)  |   |
|  | <論文部門>                           | 社会福祉学博士 北場 勉氏<br>日本社会事業大学社会福祉学部助教授<br><br>平岡 公一氏<br>お茶の水女子大学文教育学部教授     | 「社会福祉法人制度の成立と<br>その今日的意義」<br>(季刊社会保障研究、1999年)<br><br>「社会サービスの多元化と<br>市場化」<br>(『福祉国家への視座』、2000年)                                    |
| <b>第3回</b><br>2001年<br>(平成13年)<br><著書部門> | 社会福祉学博士 大友 信勝氏<br>東洋大学社会学部教授     | 『公的扶助の展開』<br>(旬報社、2000年)  |   |
|  | <論文部門>                           | 社会福祉学博士 門田 光司氏<br>福岡県立大学人間社会学部教授<br><br>社会福祉学博士 松山 毅氏<br>日本福祉教育専門学校専任講師 | 「学校ソーシャルワーク実践に<br>おけるパワー交互作用モデル<br>について」<br>(『社会福祉学』、2000年)<br><br>「イギリス近世初期の慈善活動<br>の成立過程に関する一考察」<br>(『日本福祉教育専門学校研究<br>紀要』、2001年) |

|                                   | 著者<br>受賞時職名                                  | 著書または論文名  |   |
|-----------------------------------|--|---|---|
| 第4回<br>2002年<br>(平成14年)<br><著書部門> | 社会福祉学博士 田中 英樹氏<br>長崎ウエスルン大学現代社会学部教授          | 『精神障害者の地域生活支援』<br>(中央法規出版、2001年)                |    |
| <論文部門>                            | 文学博士 田川 佳代子氏<br>愛知県立大学文学部助教授                 | 「高齢者ケアマネジメントに<br>おける倫理的意思決定」<br>(『社会福祉学』、2001年) |    |
| 第5回<br>2003年<br>(平成15年)<br><著書部門> | 社会福祉学博士 坂田 周一氏<br>立教大学コミュニティ福祉学部教授           | 『社会福祉における<br>資源配分の研究』<br>(立教大学出版会、2003年)        |    |
| <論文部門>                            | 社会福祉学博士 大原 美知子氏<br>東京都精神医学総合研究所<br>主任技術研究員   | 「母親の虐待行動と<br>リスクファクターの検討」<br>(『社会福祉学』、2003年)    |   |
|                                   | 菊地 英明氏<br>東京大学大学院/<br>国立社会保障・人口問題研究所研究員      | 「生活保護における<br>『母子世帯』施策の変遷」<br>(『社会福祉学』、2003年)    |  |
|                                   | 社会福祉学博士 寺田 貴美代氏<br>清和大学短期大学部専任講師             | 「社会福祉と共生」<br>(『社会福祉とコミュニティ』<br>東信堂、2003年)       |  |
| 第6回<br>2004年<br>(平成16年)<br><著書部門> | 心理学博士 山口 利勝氏<br>第一福祉大学人間社会福祉学部<br>(通信教育部)助教授 | 『中途失聴者と難聴者の世界』<br>(一橋出版、2003年)                  |  |
| <論文部門>                            | 社会福祉学博士 李 政元氏<br>関西福祉科学大学社会福祉学部<br>専任講師      | 「高齢者福祉施設スタッフの<br>QWL測定尺度の開発」<br>(『社会福祉学』、2003年) |  |

|                                    | 著者<br>受賞時職名                                      | 著書または論文名  |   |
|------------------------------------|--|---|---|
| 第7回<br>2005年<br>(平成17年)<br><著書部門>  | 法学博士 廣澤 孝之氏<br>松山大学法学部教授                         | 『フランス「福祉国家」体制の形成』<br>(法律文化社、2005年)  |    |
| 第8回<br>2006年<br>(平成18年)<br><著書部門>  | 菅沼 隆氏<br>立教大学経済学部教授                              | 『被占領期社会福祉分析』<br>(ミネルヴァ書房、2005年)   |    |
| <論文部門>                             | 社会福祉学博士 村田 文世氏<br>日本女子大学大学院人間社会研究科<br>博士課程後期     | 『『委託関係』における当事者組織<br>の自律性問題-組織間関係論に依<br>拠した理論枠組の構築-』<br>(『社会福祉学』、2005年)                      |    |
| 第9回<br>2007年<br>(平成19年)<br><著書部門>  | 社会学博士 星加 良司氏<br>東京大学先端科学技術研究センター<br>特任助教         | 『障害とは何か-ディスアビリティ<br>の社会理論に向けて-』<br>(生活書院、2007年)   |   |
| <論文部門>                             | 博士(人間福祉学) 金子 絵里乃氏<br>法政大学現代福祉学部<br>現代福祉学科任期付専任助手 | 『小児がんで子どもを亡くした母<br>親の悲嘆過程-「語り」からみる<br>セルフヘルプ・グループ/サポー<br>ト・グループへの参加の意味-』<br>(『社会福祉学』、2007年) |  |
| 第10回<br>2008年<br>(平成20年)<br><著書部門> | 博士(学術・福祉) 大友 昌子氏<br>中京大学現代社会学部教授                 | 『帝国日本の植民地社会事業<br>政策研究—台湾・朝鮮—』<br>(ミネルヴァ書房、2007年)  |  |
| 第11回<br>2009年<br>(平成21年)<br><著書部門> | 博士(文学) 金澤 周作氏<br>京都大学大学院文学研究科准教授                 | 『チャリティとイギリス近代』<br>(京都大学学術出版会、2008年)   |  |

|                                    | 著者<br>受賞時職名                                 | 著書または論文名   |   |
|------------------------------------|---|--|---|
| 第12回<br>2010年<br>(平成22年)<br><著書部門> | 博士(社会福祉学) 秋元 美世氏<br>東洋大学社会学部教授              | 『社会福祉の利用者と人権<br>— 利用関係の多様化と権利保障』<br>(有斐閣、2010年)                          |    |
| 第13回<br>2011年<br>(平成23年)<br><著書部門> | 博士(教育学) 仁平 典宏氏<br>法政大学社会学部准教授               | 『「ボランティア」の誕生と終焉<br>— 〈贈与のパラドックス〉の<br>知識社会学』<br>(名古屋大学出版会、2011年)          |    |
| 第14回<br>2012年<br>(平成24年)<br><著書部門> | 博士(社会福祉学) 谷口 由希子氏<br>日本福祉大学福祉社会開発研究所<br>研究員 | 『児童養護施設の子どものための<br>生活過程<br>— 子どもたちはなぜ排除状態<br>から脱け出せないのか』<br>(明石書店、2011年) |    |
| 第15回<br>2013年<br>(平成25年)           | 博士(法学) 水島 治郎氏<br>千葉大学法政経学部教授                | 『反転する福祉国家<br>— オランダモデルの光と影』<br>(岩波書店、2012年)                              |  |



公益財団法人損保ジャパン記念財団の理事（平成26年12月現在）

（敬称略）

|      |        |                         |
|------|--------|-------------------------|
| 理事長  | 佐藤 正敏  | （損保ジャパン日本興亜相談役）         |
| 専務理事 | 岡林 秀樹  | （常勤）                    |
| 理事   | 鴻 常夫   | （東京大学名誉教授）              |
| 理事   | 大橋 謙策  | （テクノエイド協会理事長）           |
| 理事   | 田中 滋   | （慶應義塾大学名誉教授）            |
| 理事   | 古川 貞二郎 | （恩賜財団母子愛育会理事長・元内閣官房副長官） |
| 理事   | 森嶋 昭夫  | （名古屋大学名誉教授）             |
| 理事   | 和田 正江  | （主婦連合会副会長）              |

第15回損保ジャパン記念財団賞の審査委員（平成25年度）

（敬称略）

|       |        |                      |
|-------|--------|----------------------|
| 審査委員長 | 白澤 政和  | （桜美林大学大学院老年学研究科教授）   |
| 審査委員  | 岩田 正美  | （日本女子大学人間社会学部教授）     |
| 審査委員  | 小林 良二  | （東洋大学社会学部教授）         |
| 審査委員  | 芝野 松次郎 | （関西学院大学人間福祉研究科教授）    |
| 審査委員  | 住居 広士  | （県立広島大学大学院保健福祉学専攻教授） |
| 審査委員  | 水巻 中正  | （国際医療福祉大学大学院教授）      |

損保ジャパン記念財団叢書 No. 85

第15回損保ジャパン記念財団賞受賞記念講演録

発行日 平成27年 3月31日

発行者 公益財団法人損保ジャパン記念財団

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

電話 03-3349-9570 FAX 03-5322-5257

URL <http://www.sj-foundation.org/>

Email [sjf3340@sj-foundation.org](mailto:sjf3340@sj-foundation.org)